

入 札 説 明 書 類

件名：霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

令和8年10月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和8年10月14日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和8年10月22日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和8年10月23日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和8年10月23日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和8年10月26日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式」にかかわる入札公告（令和8年10月6日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期限 令和10年3月31日
- (4) 履行場所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格において、関東・甲信越地域における測量・建設コンサルタント等業務のうち「建築関係コンサルタント業務」のA～Bのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 建築設備士及び、過去15年以内に研究施設等の改修あるいは新築の設計業務を実施した技術士ないし1級建築士を配置できること。また、当該業務を確実に実施出来ると認められる体制等を有していること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
 - (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
 - (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和8年10月14日(水)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 筑波総務課 ando.i@nibn.go.jp
saito.hi@nibn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和8年10月22日(木)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- ⑥別途仕様書に定める各技術者の資格を証明する書類

(3) 入札書

提出期限は令和8年10月23日(金)17時00分(郵送の場合も同様)
詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和8年10月23日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和8年10月26日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター
筑波総務課

電話：029-837-2054

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年10月26日開札 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年10月26日開札 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和8年10月26日（月）11時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

共同利用管理棟セミナー室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託仕様書

1. 件名

霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

2. 業務の目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が発注する霊長類医科学研究センター機械棟新設工事（以下「新設工事」という。）である。

霊長類医科学研究センターの機械棟は、24 時間、365 日、電力、熱源等のエネルギー源を繁殖育成施設の第 1 棟、第 2 棟、サルを用いた研究施設の第 3 棟、研究本館、第 2 研究棟、第 3 研究棟へ搬送している重要な施設で、センターの心臓部となっており機械棟なくしてセンターは機能しないところである。

この機械棟は、昭和 52 年に建設され竣工から 40 年以上経過し、建物、機械設備等の老朽化が著しい。現在は故障の都度応急的な修理を行い稼働している状況であるが、修理対応部品の供給が途絶える局面に来ている。

繁殖育成施設である第 1 棟、第 2 棟では、約 900 頭のカニクイザルが飼育されており、研究に利用されるまで維持管理している。機械棟設置の機械設備等が故障し空調設備の稼働が停止した場合には、動物室の飼育環境が維持できなくなり、貴重な医学用研究資源（サル）が消失する。そのため早急な改修が必要であり、今回、新機械棟の新設工事を行うに伴い、建築士法及び建築基準法等に基づき、監理業務を委託するものである。

3. 業務の場所

- (1) 事業所名 霊長類医科学研究センター
- (2) 所在地 茨城県つくば市八幡台 1-1

4. 業務委託期間 契約締結日～令和 10 年 3 月 31 日

5. 監理対象業務名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

6. 工事概要

- ①新設対象建築物：機械棟、1 階：中央監視室、機械室(空調)、ボイラー室
蒸気発生室、工作室、電気室他
屋上：空調室外機等
地下：ピットあり
建築面積：905.47 m²

※北西部隣接部に形質変更時要届出区域があり、掘削時に接触しない必要がある。

- ②新設対象設備：蒸気吸収冷凍機、開放式冷却塔、冷却水ポンプ、冷水ポンプ、原水ポンプ、給水ポンプ、真空給水ポンプ、還水槽、冷水ヘッダー、蒸気ヘッダー、自動軟水装置、薬液注入装置、空気調和機、中央監視装置他
- ③発注予定時期 令和 8 年 10 月末（工期約 16 カ月）
- ④工事内容 工事詳細については別紙を参照。

- (1) 共通仮設工事

- (2) 直接仮設工事
- (3) 建物基礎工事
- (4) 上屋躯体工事
- (5) 鉄骨・金物工事
- (6) 建具工事
- (7) 防水工事
- (8) 内装工事
- (9) 電気設備工事
- (10) 機械設備工事
- (11) 外構工事
- (12) その他

⑤新設工事にあたり、関係法令上必要な調査の実施を含む。

7. 業務の範囲

本業務は、以下の業務に適応する。詳細は特記仕様書による。

受託者は本仕様書に定めないもので業務上必要と思われるものについては、当所が定める業務担当者との協議の上、積極的にこれを実施するものとする。

- (1) 工事関連図書等審査業務
- (2) 工事監理業務

8. 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知を遵守して業務を実施しなければならない。

9. 中立性の義務と秘密保持

受注者はコンサルタントとして中立性を遵守するとともに、本業務の遂行にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10. 書類の提出

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出するものとする。

- 1) 着手時(契約締結後、7日以内に提出)
 - (1) 課税(免税)事業者届出書(消費税)
 - (2) 業務工程表
 - (3) 配置技術者届及び経歴書(資格証及び雇用を称する書類)
 - (4) 業務委託費内訳書
 - (5) 工事監理計画書 1部
 - (6) その他必要となる書類
- 2) 完了時

- (1) 業務完了届
- (2) 成果品（14 成果品の提出に記載の成果品）
- (3) 業務成果引渡書

11. 関係官公庁等への手続き、協議

- 1) 受注者は、関係法令等に基づき、当所が関係する官公庁へ提出を要する届出書類を作成し、当該関係する官公庁へ提出しなければならない。
- 2) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、誠意をもってその対応を行うものとする。

12. 監理員の配置及び資格

1) 配置

受託者は、本業務を行うにあたり、以下に掲げる技術者を配置するものとし、あらかじめ登録資格等を証明できる書類（技術士登録証の写しなど）を提出することとする。

なお、各技術者の兼務は不可とする。

- (1) 管理技術者
- (2) 建築担当技術者
- (3) 設備担当技術者

2) 資格

(1) 管理技術者

- ・直接雇用関係が3ヶ月以上の者であること。
- ・技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理））又は建築士法で定める一級建築士の資格を有する者であること。
- ・令和6年1月9日国土交通省告示第8号別添二 八号第2類の用途または十号2類の用途の工事監理実績を過去15年以内に有するものであること。

(2) 建築担当技術者

- ・建築士法で定める一級建築士の資格を有する者であること。

(3) 設備担当技術者

- ・建築士法に定める建築設備士の資格を有する者であること。

13. 打合せ及び会議録

- (1) 受注者は、当所の発注意図を確実に反映させるため、当所の指定する場所において、関係者による工程会議（月例会議）を原則月1回開催するものとする。なお、これらの会議以外においても必要に応じて随時会議を開催できるものとする。
- (2) 受注者は、協議及び打合せ事項の議事録を速やかに作成し、当所に提出したうえで、承認を得なければならない。
- (3) 管理技術者は、打合せに出席しなければならない。

14. 成果品の提出

提出する成果品については、次のとおりとする。

- (1) 施工承認申請図書検討結果報告書 1部
- (2) 工事検査図書検討結果報告書 1部
- (3) 工事監理報告書 1部
- (4) 立会検査報告書 1部
- (5) 打合せ会議議事録 1部
- (6) 上記電子データ 1式
- (7) その他必要図書、写真等

■共通事項

- (1) 受注者は、契約書、仕様書に基づき誠実に履行すること。
- (2) 受注者は、現地の施設・設備を確認した上で受注すること。
- (3) 新設工事の工事関連図書等審査及び工事監理を行うために必要な作業を行うこと。
そのために発生する運賃・人件費・調査費等の経費はすべて入札金額に含めること。
- (4) 本概要に明記なき事項については、監督職員の指示にしたがうこと。
- (5) 落札後、契約締結に際しては、新設工事の契約が成立することを条件とする。
- (6) 下表の変更内容については、以降、設計図書を含む全ての書類に適用させる。

工事種別	変更内容	変更理由
外構工事	植栽は不要とする。	目的達成に十分であるため。
外構工事	発電機用オイルタンク基礎は不要とする。	将来工事とするため。
電気工事	以下の機器は不要とする。 変圧器モルト (1φ3W50kVA) 変圧器モルト (3φ3W500kVA) 高圧進相コンデンサモルト (6kV、100kvar) 直列リアクトルモルト (6kV、100kvar 用) 高圧受変電盤 高圧コンデンサ盤	既設機械棟から新設機械棟への配電方式を低圧配線とするため。
電気工事	自家発電設備 (非常用発電機) は不要とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気焚吸収式冷凍機を2台→1台に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	冷却塔を2台→1台に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気ボイラーを3台→2台に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気発生器は不要とする。	将来工事とするため。
機械工事	受水タンクを2基→1基に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気焚吸収式冷凍機の特許設計仕様を取りやめ、複数メーカー対応可能な仕様とする。	目的達成に十分であるため。
全て	工場立会検査を不要とする。	目的達成に十分であるため。
全て	公共建築工事標準仕様とメーカー標準仕様が異なる場合は、メーカー標準仕様を適用する。	目的達成に十分であるため。

以上

特記仕様書

1 工事関連図書等審査業務

本業務は、新設工事の受注者(以下「工事受注者」という。)が作成した工事関連図書等の内容が、新設工事発注仕様書や、関係法令等に適合しているか審査し、当所に報告の上、適切な助言、指導を行うものとする。

1) 施工承諾図書審査

施工に当たり工事受注者より提出される施工承諾図書について、新設工事発注仕様書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとし、審査対象の図書は以下を標準とする。

※ただし、全ての図書が提出される訳とは限らないものとする。

- (1) 図書目録及び図書提出予定表
- (2) 施工計画書
- (3) 施工要領書
- (4) 各種計算書、検討書
- (5) 安全監理要領書
- (6) 試運転実施要領書
- (7) 仮設施工計画書
- (8) 教育指導計画書
- (9) その他当所が指示する図書

2) 工事検査図書審査

工事の検査に当たり工事受注者より提出される工事検査図書について、新設工事発注仕様書、施工承諾図書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとし、審査対象の図書は以下を標準とする。

※ただし、全ての図書が提出される訳とは限らないものとする。

- (1) 契約関係書類(工事着手届、技術者に関する書類等)
- (2) 施工計画書
- (3) 施工体系台帳・施工体系図
- (4) 工事現場組織表
- (5) 下請人選定通知書
- (6) 建退共受払簿
- (7) 安全関係書類
- (8) 打合議事録
- (9) 工事日報、月間及び週間工程表、月間工事進捗状況報告書
- (10) 現場立合い検査願
- (11) 連続測定モニタリング報告書
- (12) 納品書及び出荷証明書
- (13) 廃棄物処理契約書、マニフェスト
- (14) 各種分析結果一覧表及び報告書
- (15) 出来高検査内訳書
- (16) 全体内訳書(単価表・見積等も含む)
- (17) 残置物に関する竣工図等
- (18) その他当所が指示する図書

3) 届出書等審査

施工に当たり工事受注者より提出される「工事施工に関する各種届出及び許認可申請図書」について、新設工事発注仕様書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとする。

4) 報告、指示

- (1) 各図書の審査結果は書面をもって当所へ報告し、承諾を得るものとする。

(2) 受注者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに当所の監督員へ報告し、承諾を得るものとする。

(3) 是正等の処置については、当所の監督員の指示によるものとする。

5) 月報の作成

受注者は、月ごとに業務月報を作成し提出するものとする。

2 工事監理業務

本業務は、工事着手から完成検査までに当所が実施する監督業務を専門的、技術的立場から、支援、代行し、当所と工事受注者との契約が適正かつ円滑に遂行されるよう非常駐の工事監理を行うものとする。

1) 工事監理項目

実施される新設工事が、新設工事発注仕様書や関係法令等、また、工事受注者より提出される施工承諾図書等に従い適正に遂行されるよう、工事監理を行うものとし、工事監理項目は以下を標準とする。

なお、「施工立会」の重点部分とは以下を標準とするが、当所との協議により設定するものとする。

(1) 重点部分の施工立会

ア 調査に係る主要個所のサンプリング確認

イ 主要個所の汚染物除去及び有害物質の除去確認

ウ その他の解体工事の主要個所の施工確認

(2) 作業及び周辺環境への対策

(3) 工事内容の変更に係る事項の確認

(4) 出来高検査及び完成検査の対応

(5) 地元住民説明の対応

(6) 茨城県、つくば市等自治体への説明の対応

(7) その他の工事監理に必要な業務

2) 報告、指示

(1) 工事監理結果は書面をもって当所へ報告し、承諾を得るものとする。

(2) 受注者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに当所監督員へ報告し、承諾を得るものとする。

(3) 是正等の処置については、当所の指示によるものとする。

3) 月報の作成

受注者は、月ごとに業務月報を作成し提出するものとする。

以 上

[illegible]

[illegible]

第7章 鉄骨工事 つづき		第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 つづき		第9章 防水工事 つづき		第9章 防水工事 つづき		
項目		特記事項		項目		特記事項		
・[高力ボルト接合] ・摩耗面の性能及び処理	・すべり係数試験 試験方法（ ）	・[ALCパネル] ・材料	種類（区分）単位荷重（N/m ² ）厚さ幅長さ耐火性能備考（品番） 外装用・1200・2000・100・・・1h・平・（ ） 間仕切用―・100・・・1h 屋根用（非歩行）・1000・100・・・0.5h 床用・2400・3600・100・・・1h・2h ・耐火目地材 ※ALCパネルの製造所の仕様による ・図示 ※各部の耐火性能は取付金物含む	・保護層等の材料 ・立上り部の保護 ※乾式保護材（材質 厚さ ・ ・れんが（※JIS R 1250による ・ ）	・施工	・接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィングシートの製造所の指定 ・仕上塗料 ・種類 ・経歩行用 ・ ・使用量 ※ルーフィングシートの製造所の指定 ・上記以外（種類 使用量 ・シルバー・カラー		
・標準ボルト張力	・品質確認試験 ・トルク係数値試験（JIS形高力ボルト） ・導入張力確認試験（トルシア形高力ボルト）	・外壁パネル構造	・構造（縦張りロック工法） ・B種（横張りアンカー工法） ・耐風圧性能 ※指定した風荷重に対し、パネルに作用する曲げ及びせん断応力が許容応力度を下回り、ひび割れ、金具の脱落等が生じないこと ・耐震性能 ※構造躯体の層間変形角1/100に対して脱落及び取付け耐力上支障のあるひび割れを生じさせない工法を用いる	○防水層の種類、種別及び工程	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○塗膜防水] ○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）	
・締付け	・JIS形高力ボルト本締め時ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の目取数（ ）	・間仕切壁パネル構造	・構造（縦張りロック工法） ・D種（横張りアンカー工法） ・E種（縦張りフラット構造） ・耐震性能 ※外壁パネルの耐風圧、耐震性能同様とする	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・[溶接接合] ・溶接作業を行う 技能資格者	・溶接技能者の技量付加試験 ※行う（AW検定協会の規定による） ・行わない 試験費用については鉄骨加工業者の負担とする。但し、AW検定協会による技量検定資格保有者（工場、現場、代替タブ）は各種目の資格毎に試験不要とする ロボット溶接を行う場合もオペレータに関する技量付加試験とロボット溶接施工要領書の確認を行う。ただし、AW検定協会による技量検定資格保有者は試験不要とする	・屋根及び床パネル構造	・構造（縦張りロック工法） ・耐風圧、耐震性能 ※ALC外壁パネルの耐風圧、耐震性能同様とする	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・溶接の準備	・開先の形状 ・JASS 6鉄骨工事付則5「完全溶込み溶接・部分溶込み溶接の開先標準」による ・図示（構造図）	・その他（構造共通）	・パネルの最小巾を300未満とする場合 ※図示 ・パネルの短辺小口相互の接合部の伸縮目地幅 ※10～20 ・出隅、入隅のパネル接合部及び他部材との取合い部の伸縮目地幅 ※10～20 ・伸縮目地及び出隅、入隅の目地の耐火目地材充填 ※外気に接する取付け金物類 ・溶融亜鉛めっき（種（ボルト、ナット、ナット類はSUS） ・SUS	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・溶接施工	・鋼製エンドタブの切断箇所及び範囲 ※図示 ・鋼製エンドタブの切断面の仕上げ ※グラインダーにより粗さ100μmR2以下及びノッチ深さ10mm以下 ・図示（構造図による） ・完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の突合せ継手の溶接部 ・低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示（構造図による） ・完全溶込み溶接のスカラープの形状 ・ノンスカラープ工法 ※改良型スカラープ工法 ・エンドタブの取り扱い ・見え隠れとなる部分で疲労を考慮する必要がある部分（ ※金箇所 ） ・見え隠りとなる部分で除去する必要がある部分（ ※金箇所 ） 特に意匠上重要な部分は裏金も除去するか裏金を用いない溶接工法を採用する	・材料	適用箇所（種類）形状厚さ幅耐火性能 ・外装用 ※F（フラットパネル） ※60 ・600 ・1h ・D（デザインパネル） ・T（タイルベースパネル） ・間仕切用 ※F（フラットパネル） ※60 ・1h	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・溶接部の試験	・外観試験の試験方法 ※目視、計測（全数100％） ・完全溶込み溶接部の超音波試験 ・工場溶接（AOQL ・2.5％ ※4.0％） （検査水準 ※第6水準 ・） ・現場溶接（全数100％） ※超音波探傷試験機関は当該工事の鉄骨製作工場に所属しない日本溶接協会の溶接検査認定委員会（JW）の認定する検査会社Bクラス以上とする 又、鉄鋼加工業者の社内検査率は100％とする 検査率は鉄骨基準図（2）の特記事項にも準すること	・外壁パネル工法	・工法（縦張り工法） ・B種（横張り工法） ・耐風圧性能 ※指定した風荷重に対し、パネルに作用する曲げ及びせん断応力が許容応力度を下回り、ひび割れ、金具の脱落等が生じないこと ・耐震性能 ※構造躯体の層間変形角1/100に対して脱落及び取付け耐力上支障のあるひび割れを生じさせない工法を用いる ・パネルの最小巾を300未満とする場合 ※図示 ・パネル相互の目地巾 ※長さ10mm以上、短辺15mm以上 ・図示 ・出隅、入隅のパネル接合目地（伸縮目地）巾 ※15 ・耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネル製造所の仕様による ・図示 ※外気に接する取付け金物類 ・溶融亜鉛めっき（種（ボルト、ナット、ナット類はSUS） ・SUS ※パネル横壁の場合の縦目地 ・中空部をロックウールで塞いだ上、2重シールを行い、浸入水がパネル最下部で排水でき、止水用にステンレス板を内張りし、浸入水がパネル最下部で排水できる機構とする	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・デッキプレートの溶接	・デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法 ※図示（構造図） ・全面 ・溶接板溶接 ・スタッド溶接 ・アークスポット溶接又は隣肉溶接	・間仕切壁パネル工法	・工法（縦張り工法） ・C種（縦張り工法） ・耐風圧性能 ※ECP施工標準仕様書第7版2-1による（外壁パネルに準ずる） ・図示 ・パネルの最小巾300未満の場合、相互の目地巾、出隅、入隅の目地 ※外壁パネルに準ずる	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・[錆止め塗装]	種類規格番号規格名称種類施工箇所 ・A種 ・JIS K 5674鉛・クロムフリーさび止めペイント1種屋内、屋外 ・B種 ・JASS 18 M-111水系さび止めペイント1種屋内 ・JIS K 5674鉛・クロムフリーさび止めペイント2種屋内	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・塗装の範囲	・耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※図示 ・耐火被覆材の接着する面以外 塗装範囲 ※「標準」7.8.2(1)による	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・塗装の種類	・SRC造骨した鋼製スリーブ内面塗装種類 ※A種 ・耐火被覆材の接着する面の錆止塗装種類 ・A種 ※B種 ・耐火被覆材の接着する面以外塗装種類 ※「標準」18.3.2による	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・[耐火被覆]	・耐火被覆の種類等	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・耐火被覆の性能、品質等	・耐火性能 ※図示	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・[工事現場施工]	・アンカーボルトの設置等	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・[軽量形鋼]	・施工	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
・[溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・高力ボルト接合摩擦面処理方法 ・プラスト処理 ・リン酸塩処理	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィング製製造所の指定（数量共） ・図示 ○ステンレス製脱気筒（12か所）	○ケイ酸質系塗布防水] ○一般事項	○防水層の種類、種別及び工程	○ウレタンゴム系 2回塗り ・X-1（絶縁） ・脱気装置 3回塗り ・X-2（密着） 特殊塗膜処理、配管上り、A'・A''・A'・A'' ・ゴムアスファルト系 ・Y-1 ・地下外壁 ・Y-2 ・地下内壁 ○ポリマーセメント系塗膜防水 地下井水溝、埋用水溝、湧水水溝 イテック AE-P22 E218※砂塗料仕上（飲料用回用品）
第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事		第9章 防水工事		第9章 防水工事		第9章 防水工事		
項目		特記事項		項目		特記事項		
・[溶融コンクリートブロック造] ・材料	施工箇所断面形状及び圧縮強さによる区分種類（透水性）化粧ブロックモジュール呼び寸法正味厚さ 耐力壁※空洞ブロック※C(16)・普通・※200X400・150・ 外壁（化粧積み）・防水（W）・※200X400・150・	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
・モルタルの調査	※ブロックの圧縮強度区分がA(108)、B(12)、C(16)の場合「標準」8.2.3(ア)による	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
・鉄筋の加工及び組立	・各部の配筋（※図示）	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
・ブロック積み等	・目地仕上（・押し目地仕上 ・化粧無目地仕上）	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
・モルタル及びコンクリートの充填	・まぐさを受ける開口部両側のブロックのコンクリート充填範囲（※図示）	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
・[コンクリートブロック造] ・材料	施工箇所断面形状及び圧縮強さによる区分種類（透水性）化粧ブロックモジュール呼び寸法正味厚さ 間仕切り、外壁地下二重壁、塀外壁（化粧積み）・防水性（W）・150・190 配管用ブロック・空洞ブロック※A(108)・普通・※200X400・150・100 ・塀のブロックの種類（・素地ブロック ・化粧ブロック）	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
・鉄筋の加工及び組立	・鉄筋の継手、定着及び末端の折り曲げ形状 ※図示 ・各部の配筋 ※図示	・[アスファルト防水] ・材料	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.3～9.2.8による 部分貼着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※「標準」表9.2.5～9.2.8による ○押入金物 材質 ※アルミニウム製 ・SUS製 形状寸法 ※L=30×15×2.0程度 ・断熱材（屋根保護防水） 種類 ※押入法ポリスチレンフォーム断熱材の保護板3種b（スキム層付き） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・断熱材（屋根露出防水） 種類 ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号（透湿係数を除くJIS A 952規格に適合） 厚さ ※25・30・35・40・50 ・絶縁シート（屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法） 材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15以上 ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス ・絶縁シート（屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法） 材料 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m ² 程度）	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	○防水層の種類、種別及び工程	
2024ver.03								

第13章 屋根及びとい工事 つづき										第14章 金属工事 つづき										第15章 左官工事 つづき										第15章 左官工事 つづき																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
項目		特記事項								項目		特記事項								項目		特記事項								項目		特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ [折板葺] ・ 材料	・	施工箇所	仕上表の記号		形式・工法	山高・山ピッチ	鋼材・材料区分	厚さ	備考		○ ステンレスの表面仕上	種類	施工箇所		備考		・ ラスシート ・ 施工箇所 ・ 直張り工法のラスシート施工 ・ 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合の直張り工法のラスシートの施工 ・ 施工計画書を提出し監査職員の承認を得る	・ せっこうボード その他のボード下地	・ こまい下地	・ 木ずり系下地	[モルタル塗り] ○ 材料	・ モルタル（現場調合材料・既調合材料） ○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○ 屋外階段 ・ 吹付 ・ ローラー塗 ・ こて塗	○ 防水モルタル ・ 既製目地材・適用する（形状）※適用しない	○ 床塗り 施工箇所	目地の種類	目地割	最大目地間隔	○

第20章 ユニット及びその他の工事 つづき				第21章 排水工事				第22章 舗装工事 つづき				第23章 植栽及び屋上緑化工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
・ビクチャーレール	材質 ※アルミニウム既製品 耐荷重 kg 耐荷重表示を行う。表示位置は監督職員と協議のこと フック及びハンガーの数量 ・ 〆/0.9m ※監督職員と協議の上決定	操作方法 ・電動式 寸法（W×H） ・W（ ） ケース ・あり ・なし		○ [屋外雨水排水] 材料	○排水管用材料 種類・記号 材質 規格番号 略号・呼び径 備考 ・外圧管 連心力鉄筋コンクリート管（1種） JIS A 5372 ※図示 ○VP 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 ※図示 ・RS-VU JIS K 9797 ※図示 ・DV 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6739 ※図示 ・VU継手 継手 AS 38 ・側溝の形状及び寸法 ※図示 ・連心力鉄筋コンクリート管の基底の厚さ及び種別 ※図示 ○排水幹線の種類 種類 形状、寸法 備考 ・既製品（PC製） ※図示 ○現場打コンクリート ※図示 コンクリート強度18N/m㎡ 鉄筋の種類 SD295 ○排水幹線の種類 名称、種類（材質） 用途・形式 適用荷重（T荷重） 備考 ・鉄製マンホール蓋 ・完全防水防臭形 ・防水防臭形 ・覆層防水防臭形 ・鉄製格子蓋 ※図示 ※図示 ・ボルト留め（※図示） ○コンクリート蓋 ※図示 ※図示 ・ボルト留め（※図示） ・化粧蓋 ※図示 ※図示 仕上（※図示） ・ステンレス製 ※図示 ※図示 ・つば（※図示） ・ボルト留め（※図示） ○スチール製 ※図示 ※図示 ・側溝蓋の種類 種類（材質） 形式（メインバーピッチ） 用途、適用荷重（T荷重） つば 備考 ・鉄製グレーチング ・普通目 ※図示 ※図示 ・ボルト留め（※図示） ・溝止加工（※図示） ・細目 ※図示 ※図示 ・溝止加工（※図示） ・鋼製グレーチング ・普通目 ※図示 ※図示 ・ボルト留め（※図示） ・溝止加工（※図示） ・細目 ※図示 ※図示 ・溝止加工（※図示） ・ステンレス製グレーチング ・普通目 ※図示 ※図示 ・ボルト留め（※図示） ・細目 ※図示 ※図示 ・溝止加工（※図示） ・コンクリート製 ※図示・JISA5372 ※図示 ・FRP製 ※UP・GF・VE ※図示 H（・25・40 ） ・樹脂製 ※図示 ・メインバーのピッチ ※30・35 ・現場打ちコンクリートの種別等 種別 設計基準強度 スランプ 備考 ※普通コンクリート ※18N/m㎡ ※15又は18cm ・現場打ちの場合の鉄筋 ※SD295 ・凍上抑制層に用いる材料は有機物、ゴミ等を含まない以下の材料とする ・砂 ・砂利 ・クラッシャーラン ・再生クラッシャーラン ・礫 ・スラグ ・砂の粒度試験 ※適用する ・適用しない ・埋戻しに用いる材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・透水管 材質（・透水性コンクリート管・有孔塩化ビニル管） ・寸法（※図示） ・透透管の材質、形状、寸法 ※図示	○ [路盤] 路盤の厚さ及び仕上り	○路盤の厚さ ※図示 ・	○路盤材料 ※再生クラッシャーラン ・再生粒度調整砕石 ・クラッシャーラン ・粒度調整砕石 ・クラッシャーラン緩衝スラグ ・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	※路盤の最大乾燥密度（JISA1210に基づく試験）による確認 ※路盤の締固め完了後の試験	○ [アスファルト舗装] 舗装の構成及び仕上り	○構成及び厚さ ※図示 ※舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりが生じない程度 ○再生アスファルトの種類 ・60～80 ・80～100	○表層の加熱アスファルト混合物等の種類 層 種類 表層（一般地域） ※密粒度アスファルト混合物（13） ・細粒度アスファルト混合物（13） 表層（寒冷地域） ※密粒度アスファルト混合物（13F） ※アスファルト混合物等の抽出試験（個所数は監督職員の指示による） ・舗装の構成 ※図示 ・舗装の厚さ ・歩行者用通路（※70mm ・図示） ・その他（※図示 ・ ） ※舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりが生じない程度 ・コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・早強ポルトランドセメント ・図示 ・コンクリートの設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※「標仕」表22.5.1による ・図示 ・注入目地材 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・目地の種類、間隔 ※「標仕」表22.5.3による ・図示 ・目地の構造 ※「標仕」図22.5.1による ・図示 ※コンクリート版の厚さの試験 ※「標仕」22.5.6.（1）による 舗装の種類 結合剤の種類 工法 構成・厚さ 部位 ※加熱系 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・常温系 ・	○ [カラー舗装] 舗装の構成及び仕上り	・加熱系カラー舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりが生じない程度 ・常温系カラー舗装 着色部下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・加熱系混合物 着色骨材 ※天然系 ・人工系 自然石 ・けい石等 ・加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・ニート工法及び塗布工法の配合 ・加熱系混合物の抽出試験 （歩道部） ・舗装の構成 ※図示 ※舗装の平たん性 ※著しい不陸がない ・開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・コンクリート平板舗装の目地材 ※砂 ・モルタル ・舗石舗装の基層 ・アスファルト混合物（厚さ※50mm ・図示） ・コンクリート版（厚さ※70mm ・図示） ・コンクリート平板舗装、舗石舗装のクッション材 ・砂 ・空練りモルタル ※仕上り面の平たん性 平板、ブロック、縁石間の段差 ※3mm以内 ・コンクリート平板舗装 種類 寸法 厚さ 表面仕上 備考（品番） ・普通平板（N） ※300×300 ・30 ・普通 ・透水性平板（P） ※60 ・カラ ・保水性平板（M） ※80 ・洗出 ・500×500 ・縁石 ・インターロッキング舗装 種類 形状 厚さ 寸法 曲げ強度 表面加工 備考（品番） ・普通ブロック（N） 歩行者用道路 車路 ・ ※60 ・ ※30以上 ・ ・ ・ ※80 ・ ※5.0以上 ・ ・ ・透水性ブロック（P） ・ ・ ・ ・ ・ ・保水性ブロック（M） ・ ・ ・ ・ ・ ・舗石 種類 形状 寸法 施工方法 備考（品番） ※小舗石（花こう岩） ・ 厚さ※80～100 ※うろこ張り ・ ・ ・ 馬蹄み張り ・ ・ ・ 円形張り	○ [砂利敷き] 材料	○種別 通路 ②A種 ・B種 ・玉砂利（径 以下） 建物周囲 ・A種 ※B種 ・玉砂利（径 以下）	○ [その他] ・その他の舗装等	・その他	○ [共通事項] 植栽地の確認等	※植栽地の排水性（透水性）及び土壌硬度の確認 ・土壌の水素イオン濃度指数（pH）及び電気伝導度（EC）等の試験	○ [植栽基礎] 植栽基礎一般	植栽 整備工法 有効土層整備面積 土壌改良材 整備工法の種別 ・高木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・適用する ○低木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※植栽部分 ○適用しない ・芝、地被類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ※植栽部分 ※適用する ・適用しない ・中和剤施用 ・置き換え又は盛土 ○有効土層の厚さ ※「標仕」表23.2.1による ・植栽基礎の排水設備 ・暗渠 ・開渠 ・排水層 ・縦穴排水 ・土壌改良剤の種類 ※完熟バーク堆肥又は下水道汚泥コンポスト ・図示 ・植込み用土 ※客土または現場発生土の良質土 ・土壌改良材の指定量 ※図示 ○ [植樹] 材料 ○樹木の樹種、寸法、株立数、刈込み物の適用、数量 ※図示 ・支柱材 ※皮はぎものの丸太（・杉 ・ひのき ・から松） ・真竹 ・防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 ・幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも ・新植の工法 ・支柱形式 ・地下埋設形 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八つ掛形 ・ワイヤ形 ・生垣支柱 ○新植樹木の枯補償 対象期間 ※引渡し日より1年 ・移植樹木の枯損処理 対象期間 ※引渡し日より1年 [芝張り、吹付けは種及び地被類] ・材料 ・芝の種類 ※コウライシバ ・ノシバ ・吹付けは種用種子 種類 ※洋芝類 ・クローバー 量 ※図示 ・地被類の樹種（植物名）、芽立数、コンテナ径、単位面積あたりのコンテナ数 ※図示 ・芝張りの工法 ・芝張りの工法 ・平地 ※目地張り ・ベタ張り ・切土法面 ・目地張り ※ベタ張り ・盛土法面 ※筋芝張り ・芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償 対象期間 ※引渡し日より1年 [屋上緑化] 植栽基礎 ・材料 ・排水層 ・軽量骨材（厚さ） ・透水性排水管 ・土壌層の植込み用土の種類 ・人工軽量土（・無機質系・有機質系・有機質と無機質の混合系・有機質系） ※改良土（改良材名） 厚さ※図示 ・樹木、芝、地被類の樹種又は種類、寸法、株立数、刈込み物の適用、数量 ※図示 ・見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材 ※図示 ・工法 ※「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（建設省告示第1458号）による風圧力に対応した固定方法 ・適用する（固定方法 ※図示） ・適用しない ・支柱の設置及び形式 ※図示 ・かん水装置の設置 ※設ける（種類 ※機械設備工事による・意匠図による） ・新植樹木、芝及び地被類の枯補償 [その他] ・壁面緑化の工法等 ・樹木管理手引書 ・植栽工事業者は工事完了時、請負者から発注者へ樹木管理手引書を提出すること 手引書の記載内容 ※一年目の内容 ※二年目以降の内容 ※年間を通じて（季節等）の管理内容 ※消毒剤の種類と量 ※施肥 ※剪定・除草の時期、その他 ・樹名札 ・材質 ・プラスチック ・木 ・大きさ（W×H） ・図示 ・支持方法 ・図示
・アコーディオンドア	材質 ・防火加工ビニルレザー張り ・防炎加工ビニルレザー張り	形式 ・両開き ・片開き	折り畳み幅 ・	施工箇所 ・																		
・流し台	※図示	※ステンレス製はSUS304とする	・																			
・コンロ台	※図示	※ステンレス製はSUS304とする	・																			
○ミニキッチン	○L=1500 ○換気扇（開口のみ）○照明付 ○IHヒーター付 ○シングルレバー混合栓 ○天井までの隙間は壁間材（不燃GB-S+不燃ビニルクロス）でふさぐこと ○LIXIL ミニキッチン同等品																					
・吊戸棚類	※図示	・水切り棚付																				
・多目的便所内 設備品	・折りたたみ式シート ・便器背もたれ ・ベシート ・ベシート ・着替え台 ・オストメイト表示 ・フック ・錠																					
・ユニットバス	・																					
○ユニットシャワー	LIXIL SPB-0812LBH同等品（照明、換気扇、サーモ水栓、耐水鏡付） 開口部仕様：100×25 硬質塩化ビ製																					
・丸環	・																					
・物干し金物	・																					
・郵便受け	・材質 ・形状 ・寸法	※30 ・35																				
・旗竿 （フラッグポール）	・材質 ・形状 ・寸法 ・高さ	※アルミニウム製既製品 ・テーパー付型 ・同一断面型 ・m																				
・旗竿受金物	※ステンレス製（SUS304） 既製品																					
・車止めポール	・材質 ・くさり内蔵型 ・鍍付 ・仕上 ・径、高さ（φ×H）＝ ・基礎 ※350×350×250H程度 無筋コンクリート	・ステンレス製既製品（・可動式 ・固定式） ・																				
・フェンス	・ネットフェンス（H＝） ・メッシュフェンス（H＝）																					
・門扉	・材質 ・仕上 ・開閉方法 ・転倒試験 ※行う	・ステンレス製 ・鋼製 ・アルミニウム製 ・アルミダイキャスト製 ・																				
・敷地境界石票	・材料 ・石製（※花崗岩 ・） ※120×120	・ ・																				
○消火器	○ABC粉末消火器10型（9か所）																					
○消火器ボックス	○置きスタンド：ヤマトプロテック SGSEC03W1 同等品（8か所） ○SUS BOX：ヤマトプロテック B-1 同等品（1か所）																					
○洗面化粧台	○LIXIL FTVN-754/VP1W同等品（照明、鏡付、シングルレバー混合栓）																					
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・材料	・盛土の材料及び工法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・路床安定処理材 ・ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ・消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001）	・施工	・添加材料による路床安定処理 （CBR値 ※図示 ・ ）	・試験	・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験											
第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事				第22章 舗装工事										
項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項								
○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図示 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用） 厚さ 車道部 歩道部 ・路床安定処理 ・適用する（工法 ※図示 ・ ）	○ [路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ・図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※図																			

第1章 各章 共通事項

項目

特記事項

○ [共通事項]

建築工事仕様書

図面、特記仕様書、現場（机上）説明書（質問回答書含む）に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁審計部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という）による
民間（七会）連合協定工事請負契約約款を用いる工事請負契約においては標準仕様書は一般社団法人公共建築協会編集・発行の「民間（七会）連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書（令和5年版）」を適用する
（注）本工事に電気設備工事、機械設備工事等が含まれる場合は各工事指定仕様書による

○ 特記仕様書の適用

項目は ※印 及び ○印のついたものを適用する
工事概要及び特記事項は ○印のついたものを適用する ・印は適用しない
○印のつかない場合は、※印を適用する
○印と ※印のついた場合は共に適用する

○ 優先順位

設計図書の優先順位は下記による
（ア）、質問回答書（イ）～（オ）までに付するもの（イ）、現場説明書（見知り（入札）要項書）（ウ）、特記仕様書（エ）、別冊の図面（オ）、「標準仕様書」

○ 単位

本仕様書の寸法数字は特記なき限り（mm）とする

○ 官公署その他への届出手続等

工事施工及び建物の使用開始（仮使用含む）に必要な書類、図面の作成、及びその関係官庁への申請手続等は、受注者の負担にて遅滞なく行うこと。但し、建築基準法第7条から第7条の4までに定められる検査に要する申請手数料は本工事に含まない

○ 監督職員の承諾、検査、試験

機器、材料、施工、工事が設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図、工作図、製作図、見本などに対する監督職員の承諾、あるいはそれらに対する監督職員の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない

施工に用いられ、又は工事目的物に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質上、性能上、安全上の不具合がある場合、その責は受注者にあり、当該部分についての施工図、工作図、製作図、見本などに対する監督職員の承諾、あるいはそれらに対する監督職員の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない

第4章 地業工事

項目

特記事項

○ [試験及び報告書]

試験杭

※位置、本数及び寸法 ※図示
※施工 ・本杭の施工に先立ち行う

○ [図面コンクリート杭地業]

一般事項

○種類、工法、材質等

杭の種類	工法	備考
○PHC杭（強力高強度プレストレストコンクリート杭）	・セメントミルク工法	※特定埋込杭工法は図示
○PRC杭（プレストレスト鉄筋コンクリート杭）	○特定埋込杭工法	
○SC杭（外殻鋼管付きコンクリート杭）	・打込み工法	・SKK400○SKK490・

○ 材料

構造図による

・性能及び曲げ性能区分（種別）、寸法、継ぎ手の箇所数等

	杭径 (mm)	コンクリート 強度 (N/mm ²)	厚さ (mm)	杭長 (mm)	継手数	セトル	長期設計 支持力(Nk)	備考
試験杭	上杭	・	・	・	・	・	・	・
	中杭	・	・	・	・	・	・	・
	下杭	・	・	・	・	・	・	・
本杭	上杭	・	・	・	・	・	・	・
	中杭	・	・	・	・	・	・	・
	下杭	・	・	・	・	・	・	・

・杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形

○ 特定埋込杭工法

○支持層の位置及び土質 ※図示
・杭の根入れ長さ ※図示 ・支持層中に1.0m以上
○杭の水平方向に位置ずれ精度 ※図示 ・杭径の1/4、100、斜率1/100以下

○ 継手

○杭の継手の工法 ・アーク溶接継手 ○無溶接工法（機械式継手）
・処理しない ・処理する（処理方法は切断に伴う補強方法を含め図示による）

・ 杭頭処理

[砂利、砂、骨コンクリート地業等]

○ 材料

※砂利 ○再生クラッシャーラン ・切込砂利 ・切込砕石
・砂 シルト、有機物が混入しない（・山砂 ・川砂 ・砂砕 ）
※砂利地業 ※範囲（※図示 ・ ） ※厚さ（※60 ・図示）
・砂地業 ・範囲（※図示 ・ ） ・厚さ（※60 ・図示）

○ 地コンクリート地業

※範囲（※図示 ・ ） ※厚さ（※50 ・図示）
※材料 ※普通コンクリート（設計基準強度、18N/m㎡、スランプ15㎝）

・ 床下防湿層

・防湿層 ※範囲（※図示 ・ ） ※材料（※ポリエチレンフィルム（t=0.15） ・ ）
・断熱材 ・範囲（※図示 ・ ） ・材料（※押出し発泡ポリスチレン（t= ・ ）図示）
防湿層の重ね合わせ及び基礎梁のみ込みは、250程度、防湿層の位置は土間スラブ直下、地コンクリート又は断熱材がある場合はその直下とする

第5章 鉄筋工事

項目

特記事項

○ [材料]

鉄筋

○鉄筋の種類

規格	区分	種類の記号等
○JIS G 3112 （鉄筋コンクリート用鉄筋）	※異形棒鋼	※SD295 ※SD345 ※SD390 ・SD490 ・SR235 ・SR295
○高強度せん断補強鉄筋	—	※図示
・PC鋼材	—	・図示（認定品）

・溶接金網

・溶接金網の形状、網目寸法、径

種類	形状、網目寸法、径	備考
※溶接金網	※100×100.6φ	・保護コンクリート用
・鉄筋格子	—	—

[加工及び組立]

○ 加工

・鉄筋の折曲げ形状及び寸法 ・90°未満の折曲げの内法直径 ※図示 ・

○ 継手及び定着

※鉄筋の継手

種類	適用径	施工箇所等
※重ね継手	○D16 以下	○ガス圧接箇所以外
※ガス圧接継手 ・機械式継手 ・溶接継手	○D19 以上 ・D22 以上 ・D25 以上 ・ ※D16 以下は重ねアーク溶接とする	○柱筋 ○梁筋

※鉄筋の継手位置 ※図示（構造図）
※柱及び梁の主筋、耐力壁の鉄筋の重ね継手 ※「標準仕様書」5.3.4（3）（ア）による ・図示（構造図）
※先組み工法等で柱及び梁の主筋の内側り合う継手を同一箇所にする場合 ※図示（構造図）
※溶接継手において、隣り合う継手の位置をいも継手とする場合、認定条件の上、監督職員の確認を受けること
※溶接技能者の技能確認試験を行うこと
※鉄筋の定着
○定着長さ（※図示 ・ ）
○折曲げ定着の方法 ※図示 ・
・機械式定着工法 ・適用箇所、種類（※図示 ・ ）
・機械式定着機・定着工法においては以下を原則とし設計者・監理者の確認を受けること
・グラウト、モルタルなどの充填方法を定める
・製造過程で鉄筋部材に加熱しない
・施工時の品質管理が目視にて可能であること

○鉄筋、溶接金網の最小かぶり厚さ ※図示（構造図）

※図示（構造図による） ・

○ガス圧接

※圧接完了後の圧接部の試験
※外観試験及び超音波探傷試験（外観試験はすべての圧接部を対象とする）
・外観試験及び引張試験（行政指導による）
・引張試験の方法 ※「標準仕様書」5.4.10（イ）（b）○①～⑤による

[その他]

○補強

○壁開口部 ※図示による ・
○梁貫通孔 ※図示による ○既製品（日本建築センター評価同等品、補強計算書を提出の上、監督職員の確認を受けること）

第6章 コンクリート工事

項目

特記事項

○ [コンクリートの種類及び品質]

コンクリートの種類

○コンクリートの種類 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類
○気密単位容積質量種別 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート
・建築基準法37条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたコンクリート
※適用箇所 ※図示（構造図による）

○ コンクリートの強度

ワーカビリティ及びスランプ

※普通コンクリート

設計基準強度 (F _c) (N/mm ²)	スラブ
・18・21○24・27・30・36 ・21○24・27・30・36 ・21○24・27・30・36 ・21※24・27・30・36 ・18・21※24・27・30	○15 ・18 ・15 ○18 ○15 ・18 ・15 ※18 ・15 ・18

・気密単位容積質量 2.3t/m³程度
（放射線遮蔽性能を要する場合はその性能に対応した質量とする）

○ 構造体コンクリートの仕上り

コンクリート表面の仕上り状態
○柱、梁、壁、軒天等合板せき板を用いるコンクリート打放し仕上げ及び仕上りの平たんさの種別
施工箇所 仕上り種別 平たんさ種別 適用部位の地下・仕上りの目安
○図示 ・A種 化粧打放し・塗装、壁紙、接着タイル張り等
○図示 ○B種 ・B種
○図示 ○C種 ・C種
Mo下地タイル張り、Mo塗、断熱下地等

○床の仕上りの平たんさの種別

施工箇所 平たんさ種別 適用部位の地下・仕上りの目安
○a種 直均し・塗床、ビニル系床材張り、置きフリーアクセスフロア等
○b種 タイルカーペット敷き、防水下地、セルフレベリング等
右記適用部位による ○c種 Mo下地タイル張り、Mo塗り、二重床等

[コンクリートの材料及び調査]

○コンクリートの材料

○セメントの種類
※普通ポルトランドセメント
・高炉セメント ・A種 ※B種（適用箇所 ※図示（構造図による） ・ ）
・シリカセメント ※A種 ・B種
・フライアッシュセメント ・A種 ※B種（適用箇所 ※図示（構造図による） ・ ）
・エコセメント

○骨材
・フェロニッケルスラグ骨材 ・鋼スラグ細骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生骨材H
・普通エコセメントに使用するコンクリートの骨材 ※再生骨材H
○JIS A 5308による骨材、細骨材、砂利、砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B（監督職員の承諾を受けること）

○混和材料 混和剤（JIS A 6204） ・AE剤 ・AE減水剤 ○高性能AE減水剤
・JIS A 6201によるフライアッシュ（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅳ類）
・JIS A 6206による高炉スラグ微粉※
・JIS A 6207によるシリカフェウム
・JIS A 6202による膨張剤

○構造体強度補正値（S） ※「標準仕様書」表6.3.2による ・
・「標準仕様書」6.3.2（イ）（f）○①～⑤以外の混和剤の使用方法及び使用量 ※監督職員に資料を提出し承諾を得る ・

○ 打撃目地

位置 ※図示による
大きさ ○幅20×深さ20 ・

○ 型枠

○型枠一般
○外部に面するコンクリートの打撃 ※25 ○20
○内部に面するコンクリートの打撃 ※10 ・0
○ひび割れ誘発目地 位置、形状 ※図示による ・
寸法 ○幅20×深さ20 ・

○ [軽量コンクリート]

一般事項

・種類及び品質

設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	種類	気密単位容積質量
・18・21・24	※21 ・	・1種 ・2種	・t/m ³

単位セメント量 ※320kg/m³ 以上
・340kg/m³ 以上（常時土又は水に直接接する部分）

適用期間 ※打込み日を含む旬の日平均気温が4℃以下の期間および積算温度M91が84.0℃・Dを下回る期間（JASS 5 12節 寒中コンクリート 解説表 12.1を参考のこと）
適用期間の開始日または終了日は、該当する旬の初めまたは終わりの日とする

○材料及び調査

○調査管理強度及び調査強度 ※「標準仕様書」6.11.2（3）による ・積算温度を基に定める

[寒中コンクリート]

○一般事項

○材料及び調査

○構造体強度補正値（S） ※6N/m㎡
○混和剤 ○AE減水剤遅延型Ⅰ種 ・高性能AE減水剤遅延型Ⅰ種

[無筋コンクリート]

○一般事項

○コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・
・Ⅰ類Ⅱ類以外のコンクリート（※図示） ・

適用箇所

○断梁、縁石、側溝覆及びその基礎 ・簡知石積みの基礎、裏込め
○捨てコンクリート○機械室等の配管埋設用 ・防水層の保護
・コンクリート舗装

[その他]

○その他コンクリート

・耐震スリット材

○止水板

○地下水位以下の止水対策

・止水セバ、貫通部の閉塞処理等 ※図示

第7章 鉄骨工事

項目

特記事項

○ [共通事項]

鉄骨製作工場

○監督職員の承諾する工場
※（株）日本鉄骨評価センター及び（社）全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレード（・S ・H ○M ・R ・J）として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

○ 鉄骨製作工場における施工管理技術者

※鉄骨製作工場における施工管理技術者 ※配置する ・加工能力の確認できる文書等を提出

[材料]

○鋼材

※種類 ※図示（構造図鉄骨基準図）
・建築構造用冷間ロール成形形鋼管（注）（・BCR295 ）
・建築構造用冷間プレス成形形鋼管（注）（・BCP235 ・BCP325 ）
・耐火鋼（FR鋼）
（注）（財）日本建築センターの審査を受けたもの（・社）鋼材倶楽部規格BCP又は「冷間成形形鋼管評価基準」（（財）日本建築センター）に準拠して、品質保証されたものを使用すること
・柱および大梁端部等の完全溶込み溶接を行う部材は、原則として高炉鋼材とする
・電炉鋼材を使用する場合は高規格電炉鋼材の規格に準じ 監督職員の確認を受けること
・厚さ40を超えるものは、TMCP鋼のC材とする
※形状、寸法 ※図示（構造図）

○ 高力ボルト

※種類 ※図示（構造図鉄骨基準図）
○高力ボルトの寸法（ねじの呼び） ※図示（構造図）

○ 普通ボルト

○ボルト及びナットの材料 ※「標準仕様書」表7.2.3による
○ボルトの形状・寸法（ねじの呼び）※図示（構造図）

○ アンカーボルト

○構造用アンカーボルトの種類 ※図示（構造図）
・ABMA400 ・ABMA490 ・ABMS20SUS ○SS400
・ABRA400 ・ABRA490 ・ABRS20SUS
・建方用アンカーボルトの種類 ※図示（構造図鉄骨基準図）
・ねじの公称域クラス及び仕上げの程度 ※「標準仕様書」表7.2.3による
※形状、寸法 ※図示（構造図）

○ 溶接材料

溶接棒等、ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガス以外の溶接材料 ※図示（構造図）

○ ターンバックル

※種類 ※建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示（構造図鉄骨基準図）
※建築用ターンバックル鋼 ※割断式 ・図示（構造図鉄骨基準図）
※ねじの呼び等※図示（構造図）

・ 床構造用のデッキプレート

種別	材質	形状	寸法	耐火時間
構造床用	・SDP1TG ・SDP2G	・溝広・溝狭	※図示	※図示
合成スラブ用	・SDP2G（Z12）・SDP2G（Z27）	・溝広・溝狭	※図示	・1時間 ・2時間
床型枠用	・SDP1TG ・SDP2G	・溝広・溝狭	※図示	※図示
鉄筋付板型枠用	・SGC400 ・SGCC	・溝広・溝狭	※図示	・1時間 ・2時間

○ スタッド

・柱底均しモルタル

・材料試験等

[工作一般]

工作図

○ボルト孔

○仮組

[高力ボルト接合]

○摩擦面の性能及び処理

○標準ボルト張力

・締付け

[溶接接合]

○溶接作業を行う技能資格者

○溶接の準備

○溶接施工

○溶接部の試験

[締止め塗装]

○塗装の範囲

○塗装の種類

[工事現場施工]

○アンカーボルトの設置等

[軽量形鋼]

○施工

○ 各種型

※図示（構造図鉄骨基準図）

・無収縮モルタルの材料、調合等 ※「標準仕様書」7.2.9（2）による ・

・板厚方向に引っ張り力を受ける鋼板の試験（JIS G 0901）
※適用箇所（ ）

※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルト諸隔距離、ボルト間隔、ケージ等 ※図示（構造図）
・床書き現寸図 ・作成する ○作成しない

○母屋または副縁の取付けに使用する普通ボルト孔径 ※ねじの呼び径+1.0 ・

※実施しない ・実施する（部位）

○すべり係数試験 試験方法（認定条件による。）
（過去の試験結果報告他による確認により不要とする）

○品質確認試験
・トルク係数値試験（JIS形高力ボルト） ○導入力確認試験（トルシア形高力ボルト）
・JIS形高力ボルト本締め時ボルトの長さかねじの呼び径の5倍を超える場合の回転数 ・（ ）

○溶接技能者の技能付加試験 ※行う（AW検定協会の規定による） ○行わない
試験費用については鉄骨加工業者の負担とする。但し、AW検定協会による技能検定資格保有者（工場、現場、作業員）は各種目の資格毎に試験不要とする
ロボット溶接を行う場合もオペレータに関する技能付加試験とロボット溶接施工要領書の確認を行う。ただし、AW検定協会による技能検定資格保有者は試験不要とする

○開先形状 ・JASS 6鉄骨工事例付5「完全溶込み溶接・部分溶込み溶接の開先標準」による
○図示（構造図） ・

○鋼製エンドタブの切断箇所及び範囲 ※図示 ・
・鋼製エンドタブの切断箇所の仕上げ ※グラインダーにより磨き100μmRz以下及びノッチ深さ10程度以下
・図示（構造図による）
・完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の実合せ継手の溶接部
・低応力高サイクル疲労力を受ける部位 ※図示（構造図による）
○完全溶込み溶接のスカラップの形状 ○ノンスカラップ工法 ※改良型スカラップ工法
・エンドタブの取り扱い
・見え隠れとなる部分で疲労を考慮する必要がある部分（ ）
・見え隠れとなる部分で除去する必要がある部分（※金箇所 ）
特に意匠上重要な部分は裏面金も除去するが裏面金を用いない溶接工法を採用する

○外観試験の試験方法 ※目視、計測（全数100％） ・
○完全溶込み溶接部の超音波試験 ・工場溶接（AQQL ・2.5％ ※4.0％）
・現場溶接（全数100％）
※超音波探傷試験機関は当該工事の鉄骨製作工場に所属しない日本溶接協会の溶接検査認定委員会（CJW）の認定する検査会社（クラス以上とする）
又、鉄鋼加工業者の社内検査率は100％とする
検査率は鉄骨基準図（2）の特記事項にも準ずること

第24章 その他特記・追記・補足事項

項目

特記事項

※ 令129条の2の3の事項

○建築設備（昇降機を除く）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐食のおそれがないものとすること。
○屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。又、支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。
・煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とする。
・煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上としした鉄筋コンクリート造又は厚さを25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造もしくはコンクリートブロック造とすること。
○建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧、水圧及び地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
○建築物の部分を実通して配管する場合において、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
○管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生じるおそれがある場合において、伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
○管を支持し、又は固定する場合においては、吊り金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
○法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。こと。
○給湯設備は、支持構造部及び緊結金物を腐食又は腐食のおそれがないものとする他、風圧、土圧、水圧及び地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。

SHOWA SEKKEI

株式会社 昭和设计

安本 義雄

一級建築士 大臣登録第 242990 号

安本 義雄

一級建築士 大臣登録第 242990 号

安本 義雄

一級建築士 大臣登録第 242990 号

No.

01

31

DEPT.

構

項目		特記事項		■ 一般共通事項		● 監督職員事務所 (建築主体工事)		下記の設備等を設置する他、光熱水料、通信費、接続費、手続き料共受注者の負担とする。 ● 設ける (・敷地内 ・敷地外) ・設けない 規模 ○10㎡程度 ・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度 仕様 建物 ●フレアフラップ、断熱仕様 ・ 部位 仕上 床 ○タイルカーペット 内壁・天井 ○化粧パネル ・休憩室 畳敷き 冷暖房設備 ●設ける ・設けない 下記の設備等を設置する他、光熱水料、通信費、接続費、手続き料共受注者の負担とする。 ・専用電話 ・専用FAX ・デジタルカメラ ・ミニキッチン ・専用使用 の机、椅子、文房具等什器備品 (詳細は監督職員の指示による) ・ロッカー3人用×1 パソコン関連 ○パソコン 台数(2)台 各パソコンのネットワーク接続含む (下記ソフトの利用に支障のないもので、機種、OSは監督職員の指示による) ○ソフトウェア ●ワード ●エクセル ●AUTOCAD (ソフトのバージョンは監督職員の指示による) ○プリンタ ●A4トレイ装備 ●A3トレイ装備 ・A 4対応 ●モノクロ ●スキャナ機能付き ●カラー ○インターネット回線 監督職員専用とし、プロバイダー手続きは受注者が行う ブロードバンド回線を基本とし、接続については監督職員と事前に協議を行う 一般部分 ○薄断熱電線管 ●ねじなし電線管 ●HIVE ●厚断熱電線管 ○CD ●PF (一重) 屋外露出部分 ●厚断熱電線管 ○ねじなし電線管 ○VE 地中埋設部分 ●厚断熱電線管 (防蝕テープ巻) ●HIVE ●密着被覆ポリエチレン管 (FEP) ●ポリエチレン管 (PE) ●硬質ビニル電線管 (VE) (注記) (1) 鋼製電線管、ボックス等の電気的接続には、アースボンドを使用する。 (2) 空配管にはビニール被覆鉄線を入線のこと。(用途名札を取付けおくこと) (3) 電気のある場所のネジナシ電線管の使用は不可とする。 (4) 経路変化したビニル電線管の施工については、支持間隔と周囲温度等を十分考慮の上行うこと。 (5) 最上階のスラブでFRP防水及び塗膜防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。 (6) 外壁の埋込配管は避けること。 電線及びケーブルの使用区分と電線相互の接続 ●エコ電線及びエコーケーブル ○一般電線及び一般ケーブル (注記) ○ (1) 電線の接続及び機器端子接続は原則として圧着端子類を使用する。 (2) 電線、ケーブルには用途行先表示札を取付けること。 (3) 非常照明及び防災電源用配管配線は、関係各法規に準拠し準拠施工すること。この際、建築仕上材料との適合性について十分考慮し、適切な耐火、耐熱対策を行うこと。 フロアプレート・ベースプレートの材質 ●砲金製 ●アルミ製 水平高低調整機能付 (空転防止リング付、0Aフロア一部分を除く) とする。 ●金鋼製 ●新金鋼製 ○ステンレス製 ●樹脂製 寸法 図その他の機器類について図示した寸法は、参考寸法とする。 塗装 配線室 (電気室、機械室等) 以外で金属製露出配管、プルボックス、ダクト類はすべて塗装を行う。 制御箱塗装色 室内電室、機械室、パイプシャフト内等に取付け可能な制御箱、分電盤等の塗装色は、原則として下記とする。 ●マンセル記号5Y7/1 ○マンセル記号2.5Y9/1 ●指定色 (図面に設置の場合) 予備品 予備品は、下記とする。また、予備品は樹脂製収容箱に収容し納品のこと。 ●電力ヒューズ (全数) ●電圧ヒューズ (全数の50%) ●電圧ヒューズ・表示灯 (全数) ●各所建機 (全数) 保守工具 保守工具は、下記とする。 ●クラップ型電流計兼回路テスター (1台) ●絶縁抵抗計 (1台) ●照度計 (1台) ●絶縁手袋 (1双) ●高圧検電器 (1台) ○トランシーバー (※) ●フック棒 (長短一組) (1組) ○マグネット白板 (※) ●その他保守用具 (標準工具セット、工具箱) (1式) ○ロッカー (※) その他 ●受変電装置及び電気室の換気は温度条件及び給排気装置の能力、位置に十分考慮して施工のこと。 ●照明器具は、各室の内装の色彩、備品、機器配置等及び、グレア、配光を再確認して確定すること。 ●重要機器 (防災、適応及び実験機器) の窓サージ及び電磁障害ノイズ対策を施すこと。 ●制御盤、分電盤等で前面扉裏側に充電部分が露出する場合は、感電防止用保護カバーを取付けのこと。 ●契約電力容量は完成検査時及び引渡し以降、年間の容量推移を提示し、監督職員の承諾を受けること。 ●耐火区画区画通廊は、建築基準法第112条にもとづき施工のこと。 ●耐火性能が要求される配電盤等は建築基準法、消防法の規定に準じ納入、施工すること。 ●屋外からの建物に至る配管配線は地盤沈下対策、浸水・止水対策を十分考慮して施工のこと。 ●建築内を生じた施工・材質及び構上への不備に起因する不具合等は請負者の負担にて速やかに対策を講ずるものとする。 ●空配管には呼び線 (ビニール被覆12M/以上の鉄線) を排除後導入すること。 ●LEI器具において蛍光灯器具 (20W×2灯) 相当以上は建物構造体へ直接支持すること。 ●地下導管等でのコンクリート埋込配管においては原則としてU字型の配管をさせること。 ●コンクリート埋込配管は、鉄筋が最層の場合は下層の上側またはこれと同一平面の上に、また柱筋及び壁筋においては筋の内側とする。 ●硬質強化ビニル電線管の施工については、支持間隔と周囲温度等を十分考慮の上行うこと。 ●スイッチ取付位置については、扉開閉方向を確認の上施工すること。 ●エキスパンションジョイント又は電動機接続部分等においては要求される可とう性に応じてブリカチューブ又はフレキシブルチューブを用いること。 ●コンクリート基礎の機器固定に使用するアンカーボルト・ナット類はSUS製とする。 ●地中埋設管路には、埋設構造シート (用途又は電圧種別を表示) を布設すること。 ●弱電設備の接続端子部にはワイヤーマークを取付け付すること。 ●通信設備については、ローテーション・アポートメントあるいは、壁付ボックスより、卓上機器等に至る配線はビニールプロテクターに収容すること。 ●バンドホール内においてケーブルには先行、サイズ、用途を明記する。(アクリルエッチングによる) ●弱電機器については、納入時の最新機器を監督員の承認の上納入のこと。 ●盤類のキーは電気設備全般において統一を図ること。 ●分電盤二次側の配線、制御盤、配電盤、の制御用配線及び通信機器間の配線 (幹線部分を除く) において配線径、配線サイズ、電線本数、管路サイズなどは、機能を優先し決定すること。 ●法的に必要な表示プレートの文字は、監督職員と協議の上建築サイン工事で統一すること。 ●情報用電源コンセントにはプレートにテプラにて、用途表示を行う事。また、コンセントプレートにはテプラにて電源回路表示を行う事。 ●動力負荷用用インバーターは本工事にて取付けとし、自動制御と最終調整すること。 ●発電機本体には防振対策を見込む事。 ●各配電器具数量・場所については、ヒアリング図を確認し、再発注協議の上、施行対応のこと。 ○医療機器等の電源供給の位置、種別、接続方法を検討・確認して施工のこと。 ○誘導灯標識 (蓄光型) を20枚納入し、消防指導の下、指定場所に添付する事。 ●情報用電源コンセントはロック式とする。 ●音響設備と調光設備の配管配線は避難をとって施工のこと。 ●通音壁に設置する配電器具用ボックスは気密ボックスとし、通音に配慮すること。			
1	工事名称	霊長類医学科学センター機械棟更新その他工事 (新機械棟建設)		■ 本特記仕様書の取扱いについては、項目欄は、■印、●印及び●印のついたものを適用する。 ただし、■、●印のない場合 (□、○) 及び ・印は適用しない。							
2	工事場所	茨城県つくば市八幡台1-1		● 適用		● 適用					
3	工事種目	・新築 (改築含む) ○増築 ・改修		● 適用		● 適用					
4	法的規制	区域 ●都市計画区域内 ・都市計画区域外 ・準都市計画区域 ・その他 ●市街化区域 ・市街化調整区域 用途地域 ●第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ●第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ○第二種住居地域 ・準住居地域 ●近隣商業地域 ・商業地域 ●準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・指定なし 防火地域等 ●防火 ・準防火 ○22条区域 ・路線防火 ・指定なし 特別用途地区 ●指定あり ○指定なし 高度地区 ●第一種高度地区 ○指定なし その他地区 ●風致 ・景観 ・駐車場整備 ・宅地規制 ・土地区画整理 ●臨海 ・市街地再開発事業 ○研究教育施設第九地区 ○敷地制限条例区域 日影規制 5mライン (5時間) 10mライン (3時間) 測定面レベル (4m) 壁面線 ●指定あり (m) ○指定なし		● 適用		● 適用		● 適用			
5	構造設計条件	重要度係数 15 場所 場所 床面積加重 (N/㎡) 主要部分の積載荷重 一般 特定 () 風圧力 基準風速 (34 m/sec) 再現期間 (・50年 ●100年 ・200年 ・500年) 地表粗糙度区分 ●Ⅰ ・Ⅱ ○Ⅲ ・Ⅳ 風向実験の有無 ・有 ○無 積雪荷重 垂直積雪量 0.3 m 積雪荷重 (水平面) 900N/㎡ 積雪の単位荷重 (1㎡毎) 30 N/㎡ 多雪区域指定の有無 ・有 ●無		● 適用		● 適用		● 適用			
6	その他の設計条件	最大降雨量 72 mm/h 31 mm/10min 暴風環境区分 海風区分 ・海浜 ・沿岸 ・準沿岸 ○内陸 気象環境区分 大気汚染区分 ・工業地域 ・都市地域 ・田園地域 ・酸性雨地域 ・火山、温泉		● 適用		● 適用		● 適用			
7	設計概要	容積率 基準容積率 200 % 許容容積率 200 % 建ぺい率 基準建ぺい率 60 % 許容建ぺい率 60 % 敷地面積 91,599.21㎡ 都市計画道路 ・有 ○無 建築面積 919.45 14,653.29 15,572.74 建ぺい率 17.00 % 延べ面積 919.45 (919.45) (24,517.74) (24,519.19) 容積率 27.83 % 単位:㎡ 棟数 (1) 棟 用途 研究所 防火対象物 (消防法) 15項 階数 (階) RC 軒高 (m) 6.0 最高高さ (m) 5.3 建築面積 (㎡) 919.45 延べ面積 (㎡) 919.45 容積対象面積 (㎡) 919.45		● 適用		● 適用		● 適用			
4	施工地域	●一般地域 ・寒冷地		● 適用		● 適用		● 適用			
5	工事範囲	建築主体工事 ○電気設備工事 ●機械設備工事 ・昇降機設備工事 ・屋外付帯工事 ・解体撤去工事 残置されている既存杭について、既存図を参考に今回必要な撤去範囲を判断すること。		● 適用		● 適用		● 適用			
6	別途工事	・什器、備品		● 適用		● 適用		● 適用			
7	工事項目	(●印を適用し、各一式とする。また、空は空配管工事を示し、配線、機器取付調整は別途とする。)		● 適用		● 適用		● 適用			
8	工事項目	建物名		● 適用		● 適用		● 適用			
9	工事項目	受変電設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
10	工事項目	電力貯蔵設備		● 適用		● 適用		● 適用			
11	工事項目	自家発電設備		● 適用		● 適用		● 適用			
12	工事項目	・非常用発電機		● 適用		● 適用		● 適用			
13	工事項目	・太陽光発電		● 適用		● 適用		● 適用			
14	工事項目	動力設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
15	工事項目	電灯設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
16	工事項目	一般照明 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
17	工事項目	防災電源 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
18	工事項目	コンセント ●		● 適用		● 適用		● 適用			
19	工事項目	電熱設備		● 適用		● 適用		● 適用			
20	工事項目	音保護設備		● 適用		● 適用		● 適用			
21	工事項目	構内情報通信網設備		● 適用		● 適用		● 適用			
22	工事項目	構内交換設備		● 適用		● 適用		● 適用			
23	工事項目	情報表示設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
24	工事項目	映像・音響設備		● 適用		● 適用		● 適用			
25	工事項目	放送設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
26	工事項目	誘導支援設備		● 適用		● 適用		● 適用			
27	工事項目	インターホン		● 適用		● 適用		● 適用			
28	工事項目	トイレ呼出		● 適用		● 適用		● 適用			
29	工事項目	テレビ共用受信設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
30	工事項目	監視カメラ設備		● 適用		● 適用		● 適用			
31	工事項目	駐車場管理設備		● 適用		● 適用		● 適用			
32	工事項目	防犯・入退室管理設備		● 適用		● 適用		● 適用			
33	工事項目	入退室管理		● 適用		● 適用		● 適用			
34	工事項目	機械設備		● 適用		● 適用		● 適用			
35	工事項目	自動火災報知設備 ●		● 適用		● 適用		● 適用			
36	工事項目	中央監視制御設備工事		● 適用		● 適用		● 適用			
37	工事項目	舞台照明設備工事		● 適用		● 適用		● 適用			
38	工事項目	構内配電線路 (外灯設備を含む)		● 適用		● 適用		● 適用			
39	工事項目	構内通信線路		● 適用		● 適用		● 適用			
40	工事項目	テレビ電圧降下防除設備		● 適用		● 適用		● 適用			
41	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
42	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
43	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
44	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
45	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
46	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
47	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
48	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
49	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
50	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
51	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
52	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
53	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
54	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
55	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
56	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
57	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
58	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
59	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
60	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
61	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
62	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
63	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
64	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
65	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
66	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
67	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
68	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
69	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
70	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
71	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
72	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
73	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
74	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
75	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
76	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
77	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
78	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
79	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
80	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
81	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
82	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
83	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
84	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
85	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
86	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
87	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
88	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
89	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
90	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
91	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
92	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
93	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
94	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
95	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
96	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
97	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
98	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
99	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
100	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
101	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
102	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
103	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
104	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
105	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
106	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
107	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
108	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
109	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
110	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
111	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
112	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
113	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
114	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
115	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
116	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
117	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
118	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
119	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
120	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
121	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
122	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
123	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
124	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
125	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
126	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
127	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
128	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
129	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
130	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
131	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
132	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
133	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			
134	工事項目			● 適用		● 適用		● 適用			

工事概要			一般共通事項			特記事項			特記事項のつづき									
項目			項目			項目			項目									
特記事項			特記事項			特記事項			特記事項									
1	工事名称	富長類匠科学研究センター機械棟更新その他工事（新機械棟建設）	※	工事記録	工事途上のカラー写真撮影、漏洩検査記録、試験測定記録等はアルバム、ファイル等に製本する。写真撮影箇所は下記による。 ※コンクリート埋設管 ※地中埋設管 ※後日点検不可能な箇所 ※各種配管の漏洩検査 ※その他監督員の指示する箇所 ○	※	設計条件	設計温度 外 気 一般系統 室内 夏 季 冬 季 許容騒音値 許容振動値 空気清浄度 敷地境界での騒音規制基準	外 気 一般系統 室内 夏 季 冬 季 許容騒音値 許容振動値 空気清浄度 敷地境界での騒音規制基準	※	配管材料	（材料規格は共通仕様書による） 用 途 冷 水 管 冷 却 水 管 温 水 管 冷 温 水 管 高 温 水 管 蒸 気 管（注） 蒸 気 管（連） 影 蔵 管 油 管 給 水 管 排 水 管 冷 媒 管 一般ダクト 排煙ダクト 厨房ダクト	（材料規格は共通仕様書による） 用 途 冷 水 管 冷 却 水 管 温 水 管 冷 温 水 管 高 温 水 管 蒸 気 管（注） 蒸 気 管（連） 影 蔵 管 油 管 給 水 管 排 水 管 冷 媒 管 一般ダクト 排煙ダクト 厨房ダクト	※	材料一覧表	材料略号 SGP（W） SGP（白） STPG SGP-VA HTLP SGP-PA SUS SUS-Sch CUP SGP（黒） STPG CU VW H1VP H1VP VP RF-VP FDP J1S G 3302 J1S G 4304 J1S G 4305 J1S K 6744（種）	規格番号 J1S G 3442 J1S G 3452 J1S G 3454 JWMA K 116 JWMA K 140 JWMA K 132 J1S G 3448 J1S G 3459 J1S H 3300 J1S G 3452 J1S G 3454 J1S H 3300 J1S K 6742 J1S K 6742 J1S K 6776 J1S K 6742 J1S K 9798 J1S G 3302 J1S G 4304 J1S G 4305 J1S K 6744（種）	材料名 水配管用垂吊めっき鋼管 配管用炭素鋼管（白管） 圧力配管用炭素鋼管（STPG370、白管Sch40） 水道用厚壁強化ビニルライニング鋼管（一般配管用） 水道用耐熱性硬質強化ビニルライニング鋼管 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（一般配管用） 一般配管用ステンレス鋼管 配管用ステンレス鋼管 鋼管（○ M ○ L） 配管用炭素鋼管（黒管） 圧力配管用炭素鋼管（STPG370、黒管Sch40） 冷媒用被覆銅管（被覆：ダ720mm、液管10mm） 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 水道用耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 硬質ポリ塩化ビニル管 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 ○排水・通気用耐火二層管（J1S K 6741（VP）） ○排水・通気用耐火二層管（J1S K 9798（RF-VP）） 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 熱間延延ステンレス鋼板及び鋼帯 冷間延延ステンレス鋼板及び鋼帯 ポリ塩化ビニル被覆金属板ダクト ●ライニング鋼管用継手は、防食コア付とする。 ※給水管に使用する呼び径65以上の弁類は、樹脂ライニング製又は、SUS製とする。 ※加圧送水系統、消火系統の弁類は、J1S10Kとする。 ※屋外保温ラッキング材は、SUS鋼板製とする。 ※機器鋼製架台で屋外設置のものは、溶融亜鉛めっきとして使用するボルトナット類は、SUS製とする。 ※地中埋設及びビッド内配管の支持金物類は、SUS製とする。 ※天吊機器の吊りボルトは、二重ナット締めとする。 ※防火区画貫通部の措置は下記とする。 保温不要な配管、ダクト：モルタル詰めとする。（建築法令第112条第15項による） 保温必要な配管、ダクト：ロックワール充填とする。（建築法令第112条第15項による） 冷媒配管（開口寸法104以下及び銅管2本までとする）： 国土交通省大臣の認定済工法とする。 ※ベントキャップは、深型SUS製とし指定色塗装仕上げとする。ただし、海浜区については超深型とする。 ※OAダクトの居室、ローカー等結露発生の恐れがある天井内は保温のこと。 ※空調機気扇の外壁～機器間OAダクトは保温のこと。 ※機械室内RAダクトは保温のこと。 ※機械室、電気室内OAダクトは保温のこと。（寒冷地は必須） ※軒下ビロビロ部分の浴室、厨房排気ダクトは保温のこと。 ※エアーク、水抜管の保温は主管より1mまで行うこと。 ※屋外露出ダクトは、SUS304製とする。 ○排煙口は、電気式遠方開放とし、復帰は ○ 遠方 ○ 現地 とする。 ○フード取付高さは ○ 2.0H ○ H とする。 ●配管最下端となる位置には、監督職員の指示により水抜き弁を設けること。（口径25φ） ●温度計取付位置（温度計は円形指示針 100φ） ●各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ○各空調機ダクトの出口 ●圧力計取付位置（圧力計はブルドン管式 100φコック付きとする） ●各ボンプ吐出口 ○各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ●機器室内、空調機室内、屋上陸の配管、ダクトは防振ゴムを介して固定すること。 ○冷却水配管の支持は全て防振ゴムを介して防振固定すること。 ※機械室内、屋上配管等には機器点検等が容易に出来るよう部分的にデッキ等を設けること。
2	工事場所	茨城県つくば市八幡台1-1	※	安全対策	安全、衛生に関する管理は、請負者がその責任において関係法規に準拠して行う。 工事中の騒音、振動、閃光その他については、関係法規に従い適切な措置を取り、災害、公害が生じないようにする。	※	その他	●ライニング鋼管用継手は、防食コア付とする。 ※給水管に使用する呼び径65以上の弁類は、樹脂ライニング製又は、SUS製とする。 ※加圧送水系統、消火系統の弁類は、J1S10Kとする。 ※屋外保温ラッキング材は、SUS鋼板製とする。 ※機器鋼製架台で屋外設置のものは、溶融亜鉛めっきとして使用するボルトナット類は、SUS製とする。 ※地中埋設及びビッド内配管の支持金物類は、SUS製とする。 ※天吊機器の吊りボルトは、二重ナット締めとする。 ※防火区画貫通部の措置は下記とする。 保温不要な配管、ダクト：モルタル詰めとする。（建築法令第112条第15項による） 保温必要な配管、ダクト：ロックワール充填とする。（建築法令第112条第15項による） 冷媒配管（開口寸法104以下及び銅管2本までとする）： 国土交通省大臣の認定済工法とする。 ※ベントキャップは、深型SUS製とし指定色塗装仕上げとする。ただし、海浜区については超深型とする。 ※OAダクトの居室、ローカー等結露発生の恐れがある天井内は保温のこと。 ※空調機気扇の外壁～機器間OAダクトは保温のこと。 ※機械室内RAダクトは保温のこと。 ※機械室、電気室内OAダクトは保温のこと。（寒冷地は必須） ※軒下ビロビロ部分の浴室、厨房排気ダクトは保温のこと。 ※エアーク、水抜管の保温は主管より1mまで行うこと。 ※屋外露出ダクトは、SUS304製とする。 ○排煙口は、電気式遠方開放とし、復帰は ○ 遠方 ○ 現地 とする。 ○フード取付高さは ○ 2.0H ○ H とする。 ●配管最下端となる位置には、監督職員の指示により水抜き弁を設けること。（口径25φ） ●温度計取付位置（温度計は円形指示針 100φ） ●各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ○各空調機ダクトの出口 ●圧力計取付位置（圧力計はブルドン管式 100φコック付きとする） ●各ボンプ吐出口 ○各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ●機器室内、空調機室内、屋上陸の配管、ダクトは防振ゴムを介して固定すること。 ○冷却水配管の支持は全て防振ゴムを介して防振固定すること。 ※機械室内、屋上配管等には機器点検等が容易に出来るよう部分的にデッキ等を設けること。	●冷水配管の屋外露出部分は保温（給水管と同仕様）を施すこと。 ※立管の支持は各階毎に防振ゴムを介して防振固定すること。 ※天吊リファン#2以上は形態により壁面に支持すること。 ●予備品 ○空気調和機フィルター 100％ ○ファンコイルフィルター 100％ ●パッケージ形空気調和機フィルター 100％ ○フィルターボックス用フィルター 100％ ○コイルボックス用フィルター 100％ ●全熱交換器付換気用フィルター 100％ ●別製口用フィルター 100％ ※室内許容、騒音値が明記された室や屋外敷地境界での消音計算は着手前に行い監督職員の承認を得ること。 ※法的に必要な表示プレートの文字は、監督職員と協議の上建築サイン工事と統一すること。 ●コーナースポルト工法ダクトは、共振フランジ工法とする。 ※FDの差動温度は厨房排気用120℃、その他用72℃とする。 ※冷媒区画貫通部には防火区画貫通キットを使用する。 ※家具レイアウトに応じて在室者がドラフトを感じるこの無いよう、器具選定・配置を決定すること。 ※VD・ID等のダンパー類・弁類・空調室内機・全熱交換器等、竣工後メンテを考慮し必要箇所に応点検口（450φ以上）を、を設置すること。 ●風量測定口の取付位置・個数は以下による。 取付位置 空調機周り：給気、還気または外気取入ダクト ※外気処理パッケージを含む。 送風機周り：吸込ダクト 取付個数 ダクト長辺寸法 300以下：1個 301～700以下：2個 701以上：3個（単位はmm） ※屋上機器は、意匠工事のRC基礎及びベース鉄骨架台に設置する。また、機器設置用の鉄骨架台は設置工事とする。 ※インバーター機器は、高調波対策品とする。 ○給湯設備、圧力タンク等は過圧弁、圧力調整装置など必要な安全装置付きとする。 ※建築設備（昇降機を除く。）の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。 ※屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、接続すること。 ○煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とすること。 ○煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。 ※建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 ※建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 ●管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ※管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 ○法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 ※告示1376号により、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法に準拠した施工を行うこと。 ○多湿箇所や薬剤を使用する室等で、配管材・保温材・吊金具その他これらに付属するものが腐食する恐れのある室とその室の隠れい部は、腐食の恐れのない材料を用い施工を行うこと。 ※天井もしくは天井内に取付ける機器および配管は、有効な強止め処置を行うこと。 ※施工図により、使用機器承認前に揚程、静圧及び騒音値の計算書を作成し、監督員の承認を得ること。 ※本改修工事の既存施設は日常業務を行うっており、工事を段階的に進める為、工事工程設計書等は施設側と事前に検討、打合せを行うこと。 ※工事に当たっては騒音、防じん、振動等の対策を施すと共に周囲人の安全対策を充分考慮した施工計画を行うこと。 ※特に、はつり工事は極力騒音発生が少ない工法を採用し作業順序、時間等工事工程表を作成し監督職員と充分協議しその指示に従うこと。 ※工事に伴う産業廃棄物（保温材等）の処分は、事前に文章にて監督職員に報告し許可を得ること。 ※当工事の設計に当たり、現況の調査確認は目標にて行っており、室内や天井内等の隠れい部については調査できていない。従って、撤去工事に当たっては、事前に現場調査を行うこと。 ※工事中に改修範囲以外の部分を撤去及び破壊した場合は、施工にて現状復旧すること。 尚、内容等を監督職員に報告し指示に従うこと。又、既設部分で汚染、損傷の恐れがある部分は適切な方法で養生を行うこと。 ※他工事との取合いについては、施工者に互いに協議、確認後、撤去、改修工事に着手すること。 ※既設コンクリート部分のはつり、貫通はダイヤモンドカッターを使用すること。 ※既設部分へのアンカー打設、はつり、穴明けに際しては、現場調整を十分にを行い、必要に応じてX線撮影により、電気配管の切断による事故を防止すること。 ※産業廃棄物の処理は担当業者と十分調整を行い、不法投棄、有害物質等による汚染のないようにすること。 ※原則として後施工アンカーとし、既存インサートを再利用する場合は引張り試験を行い、引張強度を確認の上、監督員の許可を得ること。									
3	工事種目	・新築（改築含む） ○増築 ・改修	○	電気保安技術者	適用工事 工事上の制約 ※建築特記仕様書による 工事可能日時 ○平日（：～：） ○土（：～：） ○日（：～：） ○祝（：～：）	※	その他	●ライニング鋼管用継手は、防食コア付とする。 ※給水管に使用する呼び径65以上の弁類は、樹脂ライニング製又は、SUS製とする。 ※加圧送水系統、消火系統の弁類は、J1S10Kとする。 ※屋外保温ラッキング材は、SUS鋼板製とする。 ※機器鋼製架台で屋外設置のものは、溶融亜鉛めっきとして使用するボルトナット類は、SUS製とする。 ※地中埋設及びビッド内配管の支持金物類は、SUS製とする。 ※天吊機器の吊りボルトは、二重ナット締めとする。 ※防火区画貫通部の措置は下記とする。 保温不要な配管、ダクト：モルタル詰めとする。（建築法令第112条第15項による） 保温必要な配管、ダクト：ロックワール充填とする。（建築法令第112条第15項による） 冷媒配管（開口寸法104以下及び銅管2本までとする）： 国土交通省大臣の認定済工法とする。 ※ベントキャップは、深型SUS製とし指定色塗装仕上げとする。ただし、海浜区については超深型とする。 ※OAダクトの居室、ローカー等結露発生の恐れがある天井内は保温のこと。 ※空調機気扇の外壁～機器間OAダクトは保温のこと。 ※機械室内RAダクトは保温のこと。 ※機械室、電気室内OAダクトは保温のこと。（寒冷地は必須） ※軒下ビロビロ部分の浴室、厨房排気ダクトは保温のこと。 ※エアーク、水抜管の保温は主管より1mまで行うこと。 ※屋外露出ダクトは、SUS304製とする。 ○排煙口は、電気式遠方開放とし、復帰は ○ 遠方 ○ 現地 とする。 ○フード取付高さは ○ 2.0H ○ H とする。 ●配管最下端となる位置には、監督職員の指示により水抜き弁を設けること。（口径25φ） ●温度計取付位置（温度計は円形指示針 100φ） ●各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ○各空調機ダクトの出口 ●圧力計取付位置（圧力計はブルドン管式 100φコック付きとする） ●各ボンプ吐出口 ○各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ●機器室内、空調機室内、屋上陸の配管、ダクトは防振ゴムを介して固定すること。 ○冷却水配管の支持は全て防振ゴムを介して防振固定すること。 ※機械室内、屋上配管等には機器点検等が容易に出来るよう部分的にデッキ等を設けること。	●冷水配管の屋外露出部分は保温（給水管と同仕様）を施すこと。 ※立管の支持は各階毎に防振ゴムを介して防振固定すること。 ※天吊リファン#2以上は形態により壁面に支持すること。 ●予備品 ○空気調和機フィルター 100％ ○ファンコイルフィルター 100％ ●パッケージ形空気調和機フィルター 100％ ○フィルターボックス用フィルター 100％ ○コイルボックス用フィルター 100％ ●全熱交換器付換気用フィルター 100％ ●別製口用フィルター 100％ ※室内許容、騒音値が明記された室や屋外敷地境界での消音計算は着手前に行い監督職員の承認を得ること。 ※法的に必要な表示プレートの文字は、監督職員と協議の上建築サイン工事と統一すること。 ●コーナースポルト工法ダクトは、共振フランジ工法とする。 ※FDの差動温度は厨房排気用120℃、その他用72℃とする。 ※冷媒区画貫通部には防火区画貫通キットを使用する。 ※家具レイアウトに応じて在室者がドラフトを感じるこの無いよう、器具選定・配置を決定すること。 ※VD・ID等のダンパー類・弁類・空調室内機・全熱交換器等、竣工後メンテを考慮し必要箇所に応点検口（450φ以上）を、を設置すること。 ●風量測定口の取付位置・個数は以下による。 取付位置 空調機周り：給気、還気または外気取入ダクト ※外気処理パッケージを含む。 送風機周り：吸込ダクト 取付個数 ダクト長辺寸法 300以下：1個 301～700以下：2個 701以上：3個（単位はmm） ※屋上機器は、意匠工事のRC基礎及びベース鉄骨架台に設置する。また、機器設置用の鉄骨架台は設置工事とする。 ※インバーター機器は、高調波対策品とする。 ○給湯設備、圧力タンク等は過圧弁、圧力調整装置など必要な安全装置付きとする。 ※建築設備（昇降機を除く。）の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。 ※屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、接続すること。 ○煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とすること。 ○煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。 ※建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 ※建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 ●管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ※管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 ○法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 ※告示1376号により、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法に準拠した施工を行うこと。 ○多湿箇所や薬剤を使用する室等で、配管材・保温材・吊金具その他これらに付属するものが腐食する恐れのある室とその室の隠れい部は、腐食の恐れのない材料を用い施工を行うこと。 ※天井もしくは天井内に取付ける機器および配管は、有効な強止め処置を行うこと。 ※施工図により、使用機器承認前に揚程、静圧及び騒音値の計算書を作成し、監督員の承認を得ること。 ※本改修工事の既存施設は日常業務を行うっており、工事を段階的に進める為、工事工程設計書等は施設側と事前に検討、打合せを行うこと。 ※工事に当たっては騒音、防じん、振動等の対策を施すと共に周囲人の安全対策を充分考慮した施工計画を行うこと。 ※特に、はつり工事は極力騒音発生が少ない工法を採用し作業順序、時間等工事工程表を作成し監督職員と充分協議しその指示に従うこと。 ※工事に伴う産業廃棄物（保温材等）の処分は、事前に文章にて監督職員に報告し許可を得ること。 ※当工事の設計に当たり、現況の調査確認は目標にて行っており、室内や天井内等の隠れい部については調査できていない。従って、撤去工事に当たっては、事前に現場調査を行うこと。 ※工事中に改修範囲以外の部分を撤去及び破壊した場合は、施工にて現状復旧すること。 尚、内容等を監督職員に報告し指示に従うこと。又、既設部分で汚染、損傷の恐れがある部分は適切な方法で養生を行うこと。 ※他工事との取合いについては、施工者に互いに協議、確認後、撤去、改修工事に着手すること。 ※既設コンクリート部分のはつり、貫通はダイヤモンドカッターを使用すること。 ※既設部分へのアンカー打設、はつり、穴明けに際しては、現場調整を十分にを行い、必要に応じてX線撮影により、電気配管の切断による事故を防止すること。 ※産業廃棄物の処理は担当業者と十分調整を行い、不法投棄、有害物質等による汚染のないようにすること。 ※原則として後施工アンカーとし、既存インサートを再利用する場合は引張り試験を行い、引張強度を確認の上、監督員の許可を得ること。									
4	法的規制	区域 ※都市計画区域 ※市街化区域 ・市街化調整区域 用途地域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ○第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・指定なし 防火地域等 ・防火地域 ・準防火地域 ○22条区域 ・路線防火地域 ・指定なし 特別用途地区 ・指定あり ○指定なし 高度地区 ・第 種高度地区 ○指定なし その他地区 ・臨港地区 ・美観地区 ・駐車場整備地区 ・宅地規制地区 ○敷地制限条例区域 日影規制 5mライン（5時間） 10mライン（3時間） 測定面レベル（4m） 壁面線 ・指定あり（ m） ○指定なし	※	安全対策	安全、衛生に関する管理は、請負者がその責任において関係法規に準拠して行う。 工事中の騒音、振動、閃光その他については、関係法規に従い適切な措置を取り、災害、公害が生じないようにする。	※	その他	●ライニング鋼管用継手は、防食コア付とする。 ※給水管に使用する呼び径65以上の弁類は、樹脂ライニング製又は、SUS製とする。 ※加圧送水系統、消火系統の弁類は、J1S10Kとする。 ※屋外保温ラッキング材は、SUS鋼板製とする。 ※機器鋼製架台で屋外設置のものは、溶融亜鉛めっきとして使用するボルトナット類は、SUS製とする。 ※地中埋設及びビッド内配管の支持金物類は、SUS製とする。 ※天吊機器の吊りボルトは、二重ナット締めとする。 ※防火区画貫通部の措置は下記とする。 保温不要な配管、ダクト：モルタル詰めとする。（建築法令第112条第15項による） 保温必要な配管、ダクト：ロックワール充填とする。（建築法令第112条第15項による） 冷媒配管（開口寸法104以下及び銅管2本までとする）： 国土交通省大臣の認定済工法とする。 ※ベントキャップは、深型SUS製とし指定色塗装仕上げとする。ただし、海浜区については超深型とする。 ※OAダクトの居室、ローカー等結露発生の恐れがある天井内は保温のこと。 ※空調機気扇の外壁～機器間OAダクトは保温のこと。 ※機械室内RAダクトは保温のこと。 ※機械室、電気室内OAダクトは保温のこと。（寒冷地は必須） ※軒下ビロビロ部分の浴室、厨房排気ダクトは保温のこと。 ※エアーク、水抜管の保温は主管より1mまで行うこと。 ※屋外露出ダクトは、SUS304製とする。 ○排煙口は、電気式遠方開放とし、復帰は ○ 遠方 ○ 現地 とする。 ○フード取付高さは ○ 2.0H ○ H とする。 ●配管最下端となる位置には、監督職員の指示により水抜き弁を設けること。（口径25φ） ●温度計取付位置（温度計は円形指示針 100φ） ●各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ○各空調機ダクトの出口 ●圧力計取付位置（圧力計はブルドン管式 100φコック付きとする） ●各ボンプ吐出口 ○各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ●機器室内、空調機室内、屋上陸の配管、ダクトは防振ゴムを介して固定すること。 ○冷却水配管の支持は全て防振ゴムを介して防振固定すること。 ※機械室内、屋上配管等には機器点検等が容易に出来るよう部分的にデッキ等を設けること。	●冷水配管の屋外露出部分は保温（給水管と同仕様）を施すこと。 ※立管の支持は各階毎に防振ゴムを介して防振固定すること。 ※天吊リファン#2以上は形態により壁面に支持すること。 ●予備品 ○空気調和機フィルター 100％ ○ファンコイルフィルター 100％ ●パッケージ形空気調和機フィルター 100％ ○フィルターボックス用フィルター 100％ ○コイルボックス用フィルター 100％ ●全熱交換器付換気用フィルター 100％ ●別製口用フィルター 100％ ※室内許容、騒音値が明記された室や屋外敷地境界での消音計算は着手前に行い監督職員の承認を得ること。 ※法的に必要な表示プレートの文字は、監督職員と協議の上建築サイン工事と統一すること。 ●コーナースポルト工法ダクトは、共振フランジ工法とする。 ※FDの差動温度は厨房排気用120℃、その他用72℃とする。 ※冷媒区画貫通部には防火区画貫通キットを使用する。 ※家具レイアウトに応じて在室者がドラフトを感じるこの無いよう、器具選定・配置を決定すること。 ※VD・ID等のダンパー類・弁類・空調室内機・全熱交換器等、竣工後メンテを考慮し必要箇所に応点検口（450φ以上）を、を設置すること。 ●風量測定口の取付位置・個数は以下による。 取付位置 空調機周り：給気、還気または外気取入ダクト ※外気処理パッケージを含む。 送風機周り：吸込ダクト 取付個数 ダクト長辺寸法 300以下：1個 301～700以下：2個 701以上：3個（単位はmm） ※屋上機器は、意匠工事のRC基礎及びベース鉄骨架台に設置する。また、機器設置用の鉄骨架台は設置工事とする。 ※インバーター機器は、高調波対策品とする。 ○給湯設備、圧力タンク等は過圧弁、圧力調整装置など必要な安全装置付きとする。 ※建築設備（昇降機を除く。）の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。 ※屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、接続すること。 ○煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とすること。 ○煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。 ※建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 ※建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 ●管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ※管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 ○法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 ※告示1376号により、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法に準拠した施工を行うこと。 ○多湿箇所や薬剤を使用する室等で、配管材・保温材・吊金具その他これらに付属するものが腐食する恐れのある室とその室の隠れい部は、腐食の恐れのない材料を用い施工を行うこと。 ※天井もしくは天井内に取付ける機器および配管は、有効な強止め処置を行うこと。 ※施工図により、使用機器承認前に揚程、静圧及び騒音値の計算書を作成し、監督員の承認を得ること。 ※本改修工事の既存施設は日常業務を行うっており、工事を段階的に進める為、工事工程設計書等は施設側と事前に検討、打合せを行うこと。 ※工事に当たっては騒音、防じん、振動等の対策を施すと共に周囲人の安全対策を充分考慮した施工計画を行うこと。 ※特に、はつり工事は極力騒音発生が少ない工法を採用し作業順序、時間等工事工程表を作成し監督職員と充分協議しその指示に従うこと。 ※工事に伴う産業廃棄物（保温材等）の処分は、事前に文章にて監督職員に報告し許可を得ること。 ※当工事の設計に当たり、現況の調査確認は目標にて行っており、室内や天井内等の隠れい部については調査できていない。従って、撤去工事に当たっては、事前に現場調査を行うこと。 ※工事中に改修範囲以外の部分を撤去及び破壊した場合は、施工にて現状復旧すること。 尚、内容等を監督職員に報告し指示に従うこと。又、既設部分で汚染、損傷の恐れがある部分は適切な方法で養生を行うこと。 ※他工事との取合いについては、施工者に互いに協議、確認後、撤去、改修工事に着手すること。 ※既設コンクリート部分のはつり、貫通はダイヤモンドカッターを使用すること。 ※既設部分へのアンカー打設、はつり、穴明けに際しては、現場調整を十分にを行い、必要に応じてX線撮影により、電気配管の切断による事故を防止すること。 ※産業廃棄物の処理は担当業者と十分調整を行い、不法投棄、有害物質等による汚染のないようにすること。 ※原則として後施工アンカーとし、既存インサートを再利用する場合は引張り試験を行い、引張強度を確認の上、監督員の許可を得ること。									
5	構造設計条件	場所 主要部分の積載荷重 風圧力 積雪荷重 最大降雨量	※	安全対策	安全、衛生に関する管理は、請負者がその責任において関係法規に準拠して行う。 工事中の騒音、振動、閃光その他については、関係法規に従い適切な措置を取り、災害、公害が生じないようにする。	※	その他	●ライニング鋼管用継手は、防食コア付とする。 ※給水管に使用する呼び径65以上の弁類は、樹脂ライニング製又は、SUS製とする。 ※加圧送水系統、消火系統の弁類は、J1S10Kとする。 ※屋外保温ラッキング材は、SUS鋼板製とする。 ※機器鋼製架台で屋外設置のものは、溶融亜鉛めっきとして使用するボルトナット類は、SUS製とする。 ※地中埋設及びビッド内配管の支持金物類は、SUS製とする。 ※天吊機器の吊りボルトは、二重ナット締めとする。 ※防火区画貫通部の措置は下記とする。 保温不要な配管、ダクト：モルタル詰めとする。（建築法令第112条第15項による） 保温必要な配管、ダクト：ロックワール充填とする。（建築法令第112条第15項による） 冷媒配管（開口寸法104以下及び銅管2本までとする）： 国土交通省大臣の認定済工法とする。 ※ベントキャップは、深型SUS製とし指定色塗装仕上げとする。ただし、海浜区については超深型とする。 ※OAダクトの居室、ローカー等結露発生の恐れがある天井内は保温のこと。 ※空調機気扇の外壁～機器間OAダクトは保温のこと。 ※機械室内RAダクトは保温のこと。 ※機械室、電気室内OAダクトは保温のこと。（寒冷地は必須） ※軒下ビロビロ部分の浴室、厨房排気ダクトは保温のこと。 ※エアーク、水抜管の保温は主管より1mまで行うこと。 ※屋外露出ダクトは、SUS304製とする。 ○排煙口は、電気式遠方開放とし、復帰は ○ 遠方 ○ 現地 とする。 ○フード取付高さは ○ 2.0H ○ H とする。 ●配管最下端となる位置には、監督職員の指示により水抜き弁を設けること。（口径25φ） ●温度計取付位置（温度計は円形指示針 100φ） ●各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ○各空調機ダクトの出口 ●圧力計取付位置（圧力計はブルドン管式 100φコック付きとする） ●各ボンプ吐出口 ○各冷凍機配管の入口、出口 ○各空調機配管の入口、出口 ●機器室内、空調機室内、屋上陸の配管、ダクトは防振ゴムを介して固定すること。 ○冷却水配管の支持は全て防振ゴムを介して防振固定すること。 ※機械室内、屋上配管等には機器点検等が容易に出来るよう部分的にデッキ等を設けること。	●冷水配管の屋外露出部分は保温（給水管と同仕様）を施すこと。 ※立管の支持は各階毎に防振ゴムを介して防振固定すること。 ※天吊リファン#2以上は形態により壁面に支持すること。 ●予備品 ○空気調和機フィルター 100％ ○ファンコイルフィルター 100％ ●パッケージ形空気調和機フィルター 100％ ○フィルターボックス用フィルター 100％ ○コイルボックス用フィルター 100％ ●全熱交換器付換気用フィルター 100％ ●別製口用フィルター 100％ ※室内許容、騒音値が明記された室や屋外敷地境界での消音計算は着手前に行い監督職員の承認を得ること。 ※法的に必要な表示プレートの文字は、監督職員と協議の上建築サイン工事と統一すること。 ●コーナースポルト工法ダクトは、共振フランジ工法とする。 ※FDの差動温度は厨房排気用120℃、その他用72℃とする。 ※冷媒区画貫通部には防火区画貫通キットを使用する。 ※家具レイアウトに応じて在室者がドラフトを感じるこの無いよう、器具選定・配置を決定すること。 ※VD・ID等のダンパー類・弁類・空調室内機・全熱交換器等、竣工後メンテを考慮し必要箇所に応点検口（450φ以上）を、を設置すること。 ●風量測定口の取付位置・個数は以下による。 取付位置 空調機周り：給気、還気または外気取入ダクト ※外気処理パッケージを含む。 送風機周り：吸込ダクト 取付個数 ダクト長辺寸法 300以下：1個 301～700以下：2個 701以上：3個（単位はmm） ※屋上機器は、意匠工事のRC基礎及びベース鉄骨架台に設置する。また、機器設置用の鉄骨架台は設置工事とする。 ※インバーター機器は、高調波対策品とする。 ○給湯設備、圧力タンク等は過圧弁、圧力調整装置など必要な安全装置付きとする。 ※建築設備（昇降機を除く。）の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。 ※屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、接続すること。 ○煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とすること。 ○煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。 ※建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 ※建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 ●管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ※管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 ○法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 ※告示1376号により、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法に準拠した施工を行うこと。 ○多湿箇所や薬剤を使用する室等で、配管材・保温材・吊金具その他これらに付属するものが腐食する恐れのある室とその室の隠れい部は、腐食の恐れのない材料を用い施工を行うこと。 ※天井もしくは天井内に取付ける機器および配管は、有効な強止め処置を行うこと。 ※施工図により、使用機器承認前に揚程、静圧及び騒音値の計算書を作成し、監督員の承認を得ること。 ※本改修工事の既存施設は日常業務を行うっており、工事を段階的に進める為、工事工程設計書等は施設側と事前に検討、打合せを行うこと。 ※工事に当たっては騒音、防じん、振動等の対策を施すと共に周囲人の安全対策を充分考慮した施工計画を行うこと。 ※特に、はつり工事は極力騒音発生が少ない工法を採用し作業順序、時間等工事工程表を作成し監督職員と充分協議しその指示に従うこと。 ※工事に伴う産業廃棄物（保温材等）の処分は、事前に文章にて監督職員に報告し許可を得ること。 ※当工事の設計に当たり、現況の調査確認は目標にて行っており、室内や天井内等の隠れい部については調査できていない。従って、撤去工事に当たっては、事前に現場調査を行うこと。 ※工事中に改修範囲以外の部分を撤去及び破壊した場合は、施工にて現状復旧すること。 尚、内容等を監督職員に報告し指示に従うこと。又、既設部分で汚染、損傷の恐れがある部分は適切な方法で養生を行うこと。 ※他工事との取合いについては、施工者に互いに協議、確認後、撤去、改修工事に着手すること。 ※既設コンクリート部分のはつり、貫通はダイヤモンドカッターを使用すること。 ※既設部分へのアンカー打設、はつり、穴明けに際しては、現場調整を十分にを行い、必要に応じてX線撮影により、電気配管の切断による事故を防止すること。 ※産業廃棄物の処理は担当業者と十分調整を行い、不法投棄、有害物質等による汚染のないようにすること。 ※原則として後施工アンカーとし、既存インサートを再利用する場合は引張り試験を行い、引張強度を確認の上、監督員の許可を得ること。									
6	設計概要	容積率 建ぺい率 敷地面積 建築面積 延べ面積 単位：㎡	※	安全対策	安全、衛生に関する管理は、請負者がその責任において関係法規に準拠して行う。 工事中の騒音、振動、閃光その他については、関係法規に従い適切な措置を取り、災害、公害が生じないようにする。	※	その他	●ライニング鋼管用継手は、防食コア付とする。 ※給水管に使用する呼び径65以上の弁類は、樹脂ライニング製又は、SUS製とする。 ※加圧送水系統、消火系統の弁類は、J1S10Kとする。 ※屋外保温ラッキング材は、SUS鋼板製とする。 ※機器鋼製架台で屋外設置のものは、溶融亜鉛めっきとして使用するボルトナット類は、SUS製とする。 ※地中埋設及びビッド内配管の支持金物類は、SUS製とする。 ※天吊機器の吊り										

契 約 書

1. 件 名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 履 行 期 限 令和10年3月31日
4. 契 約 金 額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
5. 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と
とは
霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(契約の範囲)

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

(禁止又は制限される行為)

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(契約の変更)

第3条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議のうえ契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 甲は、乙が履行期限内に成果物を提出しないときは、期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年、3.0パーセントで計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責により第1条の義務を履行する見込みがないと認められたとき。

二 第2条の規定に違反したとき。

三 第12条第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

四 乙が、文書により契約の解除を申し出たとき。

2 甲が、前項各号により契約を解除するときは、乙は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

二 この契約に基づく作業中、乙の責により甲に損害を与えたとき。

2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(危険負担)

第12条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、契約の履行ができなくなった場合には、乙は当該契約を履行する義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年、3.0パーセントの遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第16条 甲は、引き渡された成果物に関し、第4条第2項の規定による引渡し(以下こ

の条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第23条 乙は委託業務の全部を第三者に委託することができない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第24条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(協議)

第25条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

(乙)

様式 1

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年10月14日（水）17時00分

提出先メールアドレス： 筑波総務課 ando.i@nibn.go.jp
saito.hi@nibn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年10月14日（水）17時00分

提出先メールアドレス：筑波総務課 ando.i@nibn.go.jp
saito.hi@nibn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 別途仕様書に定める各技術者の資格を証明する書類
- 5 その他参考資料
会社履歴書等
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和8年10月22日（木）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名



(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
 (3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市○○○○○○○○		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	○○	○○	印
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都○○○○○○○○		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	○○	○○	印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

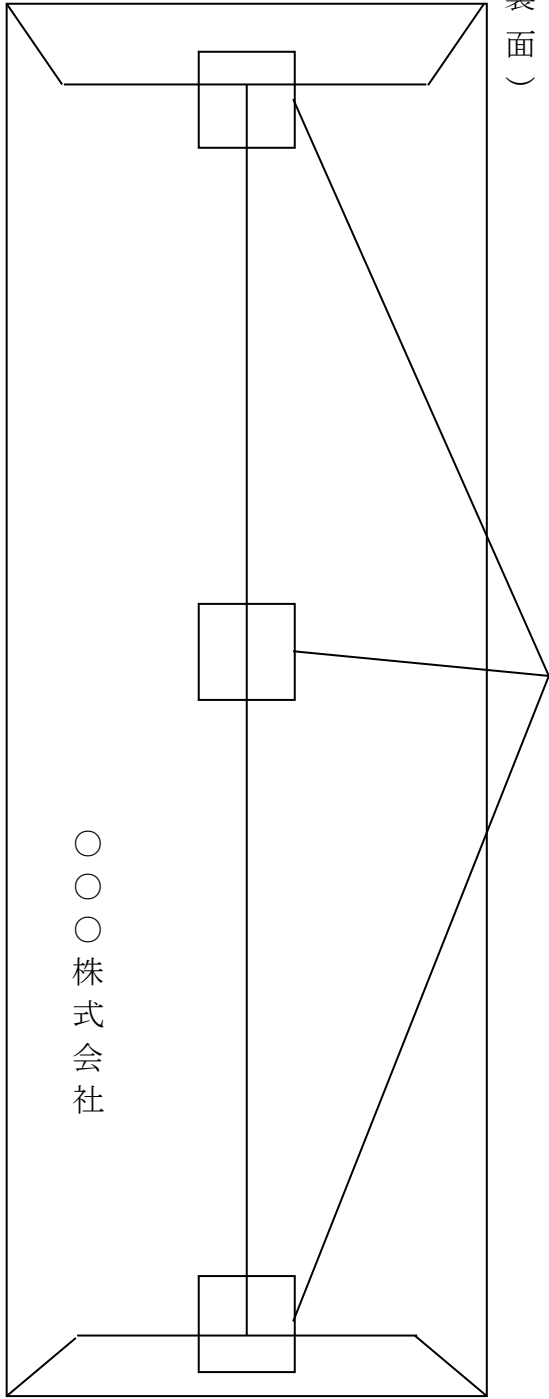
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和8年10月26日開札 件名「霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

⑨

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

筑波総務課

提出先メールアドレス ando.i@nibn.go.jp

saito.hi@nibn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和8年10月14日（水）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和8年10月22日（木）17時00分まで

入札書：令和8年10月23日（金）17時00分まで

開札日の日時：令和8年10月26日（月）11時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	霊長類医科学研究センター機械棟新設工事監理業務委託 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課